

# 農場・財産・家族 1700—1820年

—ブランデンブルクの二村落マンカーとヴストラウ(ルピン郡)の対比\*—

飯 田 恭

1. 序 —課題・方法・史料—
2. マンカーとヴストラウの概観 —地理・領主・村民—
3. 農場と財産 —農民家族の物質的基礎—
  - 3.1. 農民の財産状況の推移
  - 3.2. 農場の自然条件 —地味・農業生産・市場—
  - 3.3. 農場の保有条件 —封建的諸負担・保有権・減免と強制立退—
4. 農民家族の再生産 —相続・婚姻・生殖行動—
  - 4.1. 相 続
    - 4.1.1. 世襲性と階層性
    - 4.1.2. 農場の継承
    - 4.1.3. 遺産配分
    - 4.1.4. 隠居分の設定
  - 4.2. 婚 姻
    - 4.2.1. 結婚と持参財
      - 4.2.1.1. 通婚圏
      - 4.2.1.2. 二重婚礼
      - 4.2.1.3. 愛情と取引
    - 4.2.2. 結婚年齢
    - 4.2.3. 再 婚
  - 4.3. 生殖行動
    - 4.3.1. 遺産分与と産児制限
    - 4.3.2. 産児制限欠如の理由
5. 結 論

---

\* 小稿は、先に発表したドイツ語の論文 Takashi Iida, Hof, Vermögen, Familie 1700-1820: Die brandenburgischen Dörfer Manker und Wustrau (Kreis Ruppín) im Vergleich, in: Jahrbuch für brandenburgische Landesgeschichte, Band 49, 1998, S. 142-182 を、日本における研究状況を踏まえつつ、日本語に書き改めたものである。

## 1. 序 —課題・方法・史料—

農家に生まれた息子が父親に仕えた後、結婚して父親の農場を継承する。農場を離れる兄弟姉妹は取り決められた相続分を、両親は隠居分を受け取る。農場を継いだ夫婦は子供を儲け育て、やがては跡取りに農場を譲って隠居し、世を去る。近代以前のヨーロッパにおいて、このような農民家族の再生産は、農民経営に決定的な影響を及ぼしつつ繰り返された。つまり、嫁や婿の持参財の多寡は農民経営を根本的に左右し、遺産分与や隠居分支給は常に経営破綻の主要因を成し、子沢山は家計及びそれと未分離の経営を圧迫する一方、不妊は労働力及び後継者の欠如を意味したのである。ここに家族史研究と経済史研究とのひとつの接点が見出せる。

本稿は、近世ヨーロッパのエルベ川以東の地域（いわゆる東エルベ）における農民家族の再生産過程、すなわち相続・婚姻・生殖行動について、マルク・ブランデンブルク、ルピン郡の二村落、マンカー (Manker) とヴストラウ (Wustrau) の事例を比較しながら分析しようという試みである。

この試みは、経済史研究の領域においてはさしあたり次のような意義を持つと言える。東エルベの封建領主制度であるグーツヘルシャフトについては、とりわけ1887年にクナップが古典的著作<sup>1)</sup>を著して以来これまで一世紀余りにもわたって夥しい数の研究が蓄積されてきたが<sup>2)</sup>、その反面、

1) Georg Friedrich Knapp, *Die Bauernbefreiung und der Ursprung der Landarbeiter in den älteren Theilen Preußens*, Leipzig 1887.

2) グーツヘルシャフトの研究史については、Hartmut Harnisch, *Die Gutsherrschaft. Forschungsgeschichte, Entwicklungszusammenhänge und Strukturelemente*, in: *Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus* 9, 1985; Heinrich Kaak, *Die Gutsherrschaft. Theoriegeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im ostelbischen Raum (= Veröffentlichungen der Historischen Kommission zu Berlin 79)*, Berlin 1991. グーツヘルシャフトを問題にした主要な日本語の研究文献として、戒能通孝「東部独逸における農場制」『法律社会学の諸問題』日本評論社、1943年、林健太郎「グーツヘルシャフトについて」『近代ドイツの政治と社会』弘文堂、1952年、北条功「いわゆる『プロシア』型の歴史的構造」山田盛太郎編『変革期における地代範疇』岩波書

グーツヘルシャフト下の農民経営については解明が著しく遅れた。1989年、ハルニツシュはボイツェンブルク領の農民経営に関する先駆的な実証研究の冒頭で、それまで漠然と共有されてきた東エルベ農民経営についての理解が非常に脆弱な実証的基礎の上に立つものでしかないと述べざるを得なかった<sup>3)</sup>。そして同年、ハルニツシュのこの論文のほかに、ペータース、ハルニツシュ、エンダースによるノイホラント農民の経営日誌に関する研究<sup>4)</sup>が発表されたが、それ以後、これに類する業績はなお散発的にしか現れていない<sup>5)</sup>。本稿は、こうした着手されてなお間もない東エルベ農民経営史研究の一環であり、特に家政面に関する基礎的な調査である<sup>6)</sup>。

また本稿は、家族史研究の領域においては次のように位置づけられる。第二次世界大戦後のヨーロッパにおける家族史研究は、主として1960年代、アメリカ、イギリス、フランスの社会史家たちによって、歴史人口学や歴史人類学の方法を動員しつつ開始されたが、ドイツ語圏では、西ドイツに

---

店、1956年、藤瀬浩司「東ヨーロッパの農場領主制」大塚・高橋・松田編著『西洋経済史講座Ⅲ 封建制から資本主義への移行（一）』岩波書店、1960年、同『近代ドイツ農業の形成—いわゆる「プロシヤ」型進化の歴史的検証—』御茶の水書房、1967年、を参照。

- 3) Hartmut Harnisch, *Bäuerliche Ökonomie und Mentalität unter den Bedingungen der ostelbischen Gutsherrschaft in den letzten Jahrzehnten vor Beginn der Agrarreformen*, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* 1989/3, S. 87.
- 4) Jan Peters/Hartmut Harnisch/Lieselott Enders, *Märkische Bauerntagebücher des 18. und 19. Jahrhunderts. Selbstzeugnisse von Milchviehbauern aus Neuholland (= Veröffentlichungen des Brandenburgischen Landeshauptarchivs 23)*, Weimar 1989.
- 5) Lieselott Enders, *Die Uckermark. Geschichte einer kurnmärkischen Landschaft vom 12. bis zum 18. Jahrhundert (= Veröffentlichungen des Brandenburgischen Landeshauptarchivs 28)*, Weimar 1992, Kap. 5 III u.a.; William W. Hagen, *Der bäuerliche Lebensstandard unter brandenburgischer Gutsherrschaft im 18. Jahrhundert. Die Dörfer der Herrschaft Stavenow in vergleichender Sicht*, in: Jan Peters (Hg.), *Gutsherrschaft als soziales Modell. Vergleichende Betrachtungen zur Funktionsweise frühneuzeitlicher Agrargesellschaften (= Beihefte der Historischen Zeitschrift 18)*, München 1995.
- 6) ルビン地方の農民経営史に関する総合的な研究として、筆者はこの程、博士学位論文「ブランデンブルクの農民—その経営と心性 1648—1806年—」（東京大学、1999年）をまとめた。

発展した社会史研究がナチズムへと至るドイツの「特殊な道」の批判的解明を意図しつつ政治史に視点を集中したために、またナチスの人種主義政策と密接な関わりを持った系譜学的な人口史研究が戦後しばらく忌避されたこともあって、家族史研究の興隆は1970年代を待たねばならなかった。しかしその後、西ドイツやオーストリアでは後発の利を活かしつつ家族史研究が急速に成長し<sup>7)</sup>、その中で農村家族についても有力な研究が次々と現れた<sup>8)</sup>。一方東ドイツでは、歴史研究に対するマルクス＝レーニン主義的な制約のために家族史・人口史研究への取り組みは著しく遅れたが<sup>9)</sup>、そのことは同国の歴史家の守備範囲に属した東エルベ農村史の領域についても少数の例外<sup>10)</sup>を除いて妥当し、またこの遅れはドイツ統一後なお取り戻されていない。つまり本稿は、こうしたヨーロッパ家族史研究の隙間を埋めようとする、その意味でもまた基礎的な調査なのである。

ここでは農民家族の再生産過程を、特に以下の3つの観点から分析することにしたい。

まず第一に、封建領主や国家当局が、農民家族の再生産過程をいかに規

7) 以上、若尾祐司「解説 ドイツ語圏の歴史家族研究とウィーン・グループ」M. ミッテラウアー／R. ジーダー『ヨーロッパ家族社会史』、名古屋大学出版会、1993年、を参照。

8) さしあたり、Werner Troßbach, *Bauern 1648-1806* (= *Enzyklopädie deutscher Geschichte* 19), München 1993, を参照。

9) 例えば人口史研究は、1970年代まで地方史研究の中で細々と営まれるにとどまり、さらにそれはマルクス＝レーニン主義的な歴史研究の中で「奸計分子」と位置づけられたという。Hartmut Harnisch, *Forschungen zur Bevölkerungsgeschichte*, in: *Historische Forschungen in der DDR 1970-1980. Analyse und Berichte. Zum XV. Internationalen Historikerkongreß in Bukarest 1980* (= *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, Sonderband* 1980), S. 660; Christian Pfister, *Bevölkerungsgeschichte und historische Demographie 1500-1800* (= *Enzyklopädie deutscher Geschichte* 28), München 1994, S. 60.

10) Hartmut Harnisch, *Bevölkerung und Wirtschaft. Über die Zusammenhänge zwischen sozialökonomischer und demographischer Entwicklung im Spätfeudalismus*, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte 1975/2*; Ders., *Agrar- und sozialgeschichtliche Aspekte*, in: *Peters/Harnisch/Enders, Märkische Bauerntagebücher*, S. 228-289.

制し、またそれにかなる影響を及ぼしていたのかを明らかにしたい。

第二に、農民農場の自然・保有条件やそれに由来する農民の財産状況といった農民家族の物質的諸条件の違いが、その再生産過程にかなる影響を及ぼしていたのかを把握したい。そのために、以下では王領地アムト・アルト・ルピン (Amt Alt-Ruppin) に属し「より有利な条件の下にあった」村落マンカーと、騎士領に属し「より不利な条件の下にあった」村落ヴストラウの農家が対比される。その際、比較の基準は、第一に農民農場の自然条件、とりわけ地味、第二に農民農場の保有条件、すなわち封建地代負担の形態と大きさ及び保有権である<sup>11)</sup>。つまりマンカーの農民農場が肥沃であり、王領地における国家の農業政策的配慮の下で早期に賦役から解放され、また下級所有権を伴う世襲農場となったのに対し、ヴストラウの農場は、自然条件においてより劣位にあり、いわゆる農民解放まで一貫して賦役負担を課され、また下級所有権を欠くラッシーテン (Lassiten) 農場にとどまったのである。そしてこのような差違は、両村の農家の財産状況に大きな格差を生み出していた。

第三に、近世の村落社会は高度な階層分化を遂げていたが、その中で農民は、最大かつ最良の土地を保有し、コッセーテン、ビュドナー、インリーガーら農村下層民の上に立った<sup>12)</sup>。そこで本稿では、農民家族の再生

11) このような村落の類型把握の方法は、筆者のルピン農村に関する一連の研究において堅持されている。既発表の論文として、Takashi Iida, Konflikte um „Egalisierung“ in der dörflichen Gesellschaft Ostelbiens im 18. Jahrhundert: Am Fallbeispiel des preußischen Domänenamtes Alt-Ruppin in Brandenburg, in: Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte 1996/2 (日本語版『均等化』をめぐる村落内紛争—18世紀プロイセン王領地アムト・アルト・ルピン(ブランデンブルク州)の事例—)『土地制度史学』156号, 1997年), 飯田恭『無能な』農民の強制立退—近世ブランデンブルクにおける封建領主制の一側面—『経済学論集(東京大学)』第64巻第2号, 1998年, を参照。

12) Willi A. Boelcke, Wandlungen der dörflichen Sozialstruktur während Mittelalter und Neuzeit, in: H. Haushofer/W. A. Boelcke (Hg.), Wege und Forschungen der Agrargeschichte. Festschrift zum 65. Geburtstag von G. Franz, Frankfurt a.M. 1967.

産過程が下層民世帯のそれと比較していかなる特徴を有したのか、また農民家族がその再生産過程において、下層民といかなる社会的な関係を取り結んだのかを検討したい。もっとも農村下層民に関する史料は乏しく、この問題の検討はその制約の中で行われる。

ところで、マンカーとヴストラウを事例として選択したのは、上述の方法上の理由からであると同時に、両村の史料の残存状況が良好であることにもよる。本稿では、農民家族の再生産過程を個々の家族成員に即して具体的に分析するが、筆者はそのための基礎作業として、村民の出生・洗礼、婚姻、死亡・埋葬に関する記録である教区簿冊 (Kirchenbücher) を利用しつつ、いわゆる「家族復元」(Familienrekonstitution) を行った<sup>13)</sup>。これは今日、歴史人口学の標準的なデータ処理法として国際的に通用しているが、この手法を近世の東エルベ・プロイセンの農村社会に適用した研究はこれまでのところ、村落ノイホラントに関するハルニッシュの論文しか存在しない<sup>14)</sup>。ルピン地方において、19世紀以降の教区簿冊がほぼ例外なくすべての村落に残っているのに対し、17—18世紀の教区簿冊はすでに紛失・焼失している場合が多い。また表形式の体系的な記録が始まったのは、1803年にプロイセン政府が宗教局に対して布告を発してからのものであるため、それ以前の自由な形式の教区簿冊—中でも「より不利な条件の下にある」村落のそれ—には、本稿の目的にとって不可欠な階層別の「家族復元」を行う上で最低限必要となる情報、すなわち新郎の身分と新婦の父のそれが記載されていないことが多い<sup>15)</sup>。その中でマンカーとヴストラウの教区簿

- 
- 13) 歴史人口学の成立と発展、及び家族復元法の詳細についてはさしあたり、Arthur E. Imhof, *Einführung in die historische Demographie*, München 1977, 速水融『歴史人口学の世界』(岩波セミナーブックス65), 岩波書店, 1997年, を参照。
- 14) Harnisch, *Agrar- und sozialgeschichtliche Aspekte*.
- 15) *Brandenburgische Kirchenbücher. Übersicht über die Bestände der Pfarr- und Kirchenarchive in den Sprengeln Cottbus, Eberswalde und Potsdam der Evangelischen Kirche in Berlin-Brandenburg*, gesammelt von K. Themel, ergänzt, bearbeitet und eingeleitet von W. Ribbe (= Einzelveröffentlichungen

冊は例外を成し、マンカーについては1693年から、ヴストラウについては1744年から、階層別の「家族復元」が可能となった<sup>16)</sup>。そしてこの史料状況に基づいて、本稿の考察時期の起点は1700年前後、その終点はヴストラウにおいて領主＝農民関係のいわゆる「調整 (Regulierung)」が始まる1820年前後とされる。復元されたのは、1820年までに結婚した夫婦の築いた家族で、その数はマンカーにおいて約330、ヴストラウにおいては約190に及んだ。これらの家族に属する者は、それが1820年よりも後に誕生・死亡した者であっても、考察の対象とされる。

マンカーとヴストラウに関する史料からは窺い知れぬ史実を補うために、ルピン郡内の他の村落、とりわけアムト・アルト-ルピンの諸村落<sup>17)</sup>に関する史料も幅広く利用したい。

---

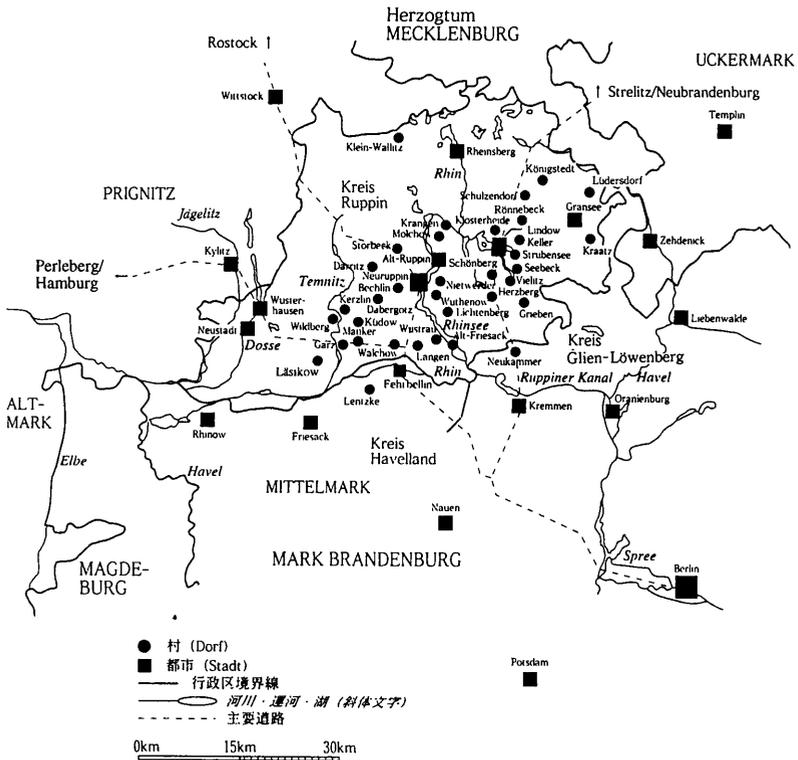
der Historischen Kommission zu Berlin 53), Berlin 1986, S. 83.

- 16) マンカー最古の教区簿冊 (1631—1800年) の婚姻簿には、1729年以後、新郎とその義父の身分、そして新郎の父の身分に関する記録がある。このうち最後の記録と、1707—9年の火災保険リスト (Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam, Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 1497) 及び1735年の総借地査定簿 (Ebenda, Nr. 110) に含まれる村民名簿とを用いることにより、1693年まで遡って、新郎の身分をほぼ完全に特定することができた。その結果は念のため、1729年以降の埋葬簿における身分記録と照合・確認された。もっとも新婦の父の身分は1729年以前においては少数の例外を除いて知り得なかった。ヴストラウ最古の教区簿冊 (1644—1800年) は、階層別家族復元を1744年から可能にするが、新郎の父親の身分に関する記録を含んでいない。とはいえ、この史料は、ルピン農村の他の「不利な条件の下にある」村落に比べ、はるかに豊富な情報を与えるものである。
- 17) アムト・アルト-ルピンには1800年当時、マンカーの他に、ベヒリン Bechlin, ダーバーゴッツ Dabergotz, ダリッツ Darritz, アルトフリーザック Altfriesack, ヘルツベルク Herzberg, ケラー Keller, ケルツリン Kerzlin, クロスターハイデ Klosterheide, ケニシュテット Königstädt, クラーツ Kraatz, クランゲン Krangen, リヒテンベルク Lichtenberg, リューダースドルフ Lüdersdorf, モルヒョウ Molchow, ニートヴェルダー Nietwerder, ロエネベック Rönnebeck, シェーンベルク Schönberg, シュルツェンドルフ Schulzendorf, ゼーベック Seebeck, シュトールベック Storbeck, シュトウルベンゼー Strubensee, フィーリッツ Vielitz, ヴァルヒョウ Walchow, ヴィルトベルク Wildberg, ヴーテノウ Wuthenow の諸村落が属した。

2. マンカーとヴストラウの概観 —地理・領主・村民—

マンカーとヴストラウは、ルピン郡 (Kreis Ruppin) の南端部に約10キロメートルを隔てて位置し、その近くにはノイルピン、アルトルピン、フェールベリンらの都市が存在した。また両村の南東約60キロメートルにはベルリンがあり、双方は中世以来ベルリン・ハムブルク間を走る通商道路によって、また1791年にルピン運河が完成した後は水路によっても結ばれた (図1)<sup>18)</sup>。両村はともにリン泥沢地 (Rhinluch) に接し、そこに広大な採

図1 ルピン地方概略地図 (1800年頃)



18) Historischer Handatlas von Brandenburg und Berlin (= Veröffentlichungen der

草地を保有して豊かな干草を得た。マンカーとヴストラウの名が初めて史料に登場するのはそれぞれ1388年と1462年のことであるが、両村ともいわゆるドイツ東方植民の過程ですでに13世紀に成立していたと推測される<sup>19)</sup>。当初ルピン伯領 (Grafschaft Ruppín) に属したマンカーは、1524年の伯家の断絶以後、ブランデンブルク選帝侯、すなわち後のプロイセン国王の直轄領に編入されたのに対し、ヴストラウは一貫して騎士領に帰属した。ヴストラウに存在した3つの領主直営農場のうちのひとつは、当初からフォン・ツィーテン (von Zieten) 家により領有され、1765年、3つの直営農場すべてが陸軍中將ハンス・ヨアヒム・フォン・ツィーテンの手で合併統合された<sup>20)</sup>。マンカーの人口は1766年において303人、1785年には278人、1798年には352人に及び、ヴストラウの人口はそれぞれ288人、326人、404人を数えた<sup>21)</sup>。そしてこれらの村民は様々の階層に分化していた (表1)。

農民 (Bauern) とは村落の最上層民であり、宅地・建物 (屋敷・畜舎・穀倉) 及び附属の庭畑地、耕地及び採草地、ならびに共有地用益権を保有した。耕地の保有規模は、フーフェ (およそ30モルゲン) を単位として表現されたが、マンカー農民の耕地フーフェ数が相当に分化していたのに対し、ヴストラウの農民はほぼ均一な階層を成していた。そしてヴストラウの農民が

---

Historischen Kommission zu Berlin beim Friedrich-Meinecke-Institut der Freien Universität Berlin), Lfg. 46, Heer- und Handelsstraßen um 1700, bearb. v. Gerd Heinrich, 1973; Ebenda, Nachträge Heft 5, Handelsstraßen des Mittelalters 1300-1475-1600, bearb. v. Gerd Heinrich, 1980; Ebenda, Lfg. 9, Ausbau der Wasserstraßen, bearb. v. Horst Kröhan, 1964; Johannes Schultze, Wasserwege und Wasserweg-Probleme im Lande Ruppín (= Ruppiner Heimatshefte 5), Neuruppín 1935, S. 9-15.

- 19) 625 Jahre Manker, hrsg. v. Rat der Gemeinde Manker, 1990, S. 5; Carl Brinkmann, Wustrau. Wirtschafts- und Verfassungsgeschichte eines brandenburgischen Ritterguts (= Staats- und sozialwissenschaftliche Forschungen 155), Leipzig 1911, S. 1.
- 20) Brinkmann, Wustrau, S. 77-90; Historisches Ortslexikon für Brandenburg. Teil II Ruppín, bearbeitet von Lieselott Enders (= Veröffentlichungen des Brandenburgischen Landeshauptarchivs 7), Weimar 1970, S. 166, 302.
- 21) Friedrich Wilhelm August Bratring, Die Grafschaft Ruppín in historischer, statistischer und geographischer Hinsicht, Berlin 1799, S. 431, 606f.

表1 マンカーとヴストラウにおける社会構造の推移 (1687—1800年)

マンカー				ヴストラウ					
		1687	1764	1800		1687	1749	1800	
農 民	3フーフエ農	1	1	1	農 民	2½フーフエ農	1(1)		
	2¼フーフエ農	1				2フーフエ農	11(7)	9	10
	2フーフエ農	10	11	11		1½フーフエ農	1(1)	1	1
	1½フーフエ農	3	3	3					
	1¼フーフエ農	1							
	1フーフエ農	10	11	11					
コッセーテン		3	3	3	コッセーテン	10(7)	6	5	
ビュドナー			4		ビュドナー			1	
アインリーガー		1		22	アインリーガー	5		36	

資料：Historisches Ortslexikon für Brandenburg, Teil II Ruppin, S. 166f., 302f.

註：( ) 内は荒蕪地の数。

耕地面積にはほぼ対応した採草地を保有した<sup>22)</sup>のに対し、マンカーの農民はそれぞれ耕地面積とは独立に様々な規模の採草地を保有し、例えば1フーフエ農の中に2フーフエ農より大きな採草地を持つ者もいた<sup>23)</sup>。採草地を利用した肉牛の肥育はマンカーの農民にとって最も重要な経営部門であっただけに<sup>24)</sup>、マンカーにおいて大農と小農とを区別することは容易ではない。

コッセーテン (Kossäten) も、規模において劣るとはいえ、農民と同様、宅地・建物及び附属の庭畑地、耕地及び採草地、共有地用益権を保有した。マンカーのコッセーテンが織布を主業とし、2—3モルゲンの耕地を保有するにとどまったのに対し<sup>25)</sup>、ヴストラウのコッセーテンは1フーフエの耕地を保有していわば小農に属し、村長 (Schulze) や判事補 (Schöffe) など共同体の要職に就くことも稀ではなかった<sup>26)</sup>。また1766年頃、ヴストラウのコッセーテ、ゴットフリート・ミュラーは農民になっている<sup>27)</sup>。

22) Brinkmann, Wustrau, S. 134.

23) Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam (以下 BLHA と略記), Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16628, fol. 18.

24) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 115, fol. 84.

25) Ebenda, fol. 85.

26) Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

27) Pfarrarchiv Wustrau, Das Dorf Wustrau in topographischer, statistischer und

ビュドナー (Büdner) とはもはや耕地を保有せず、宅地・家屋と付属の庭畑地のみを持つ階層であり、その入植・定住は、とりわけ18世紀におけるプロイセン国家の人口増殖政策の下に進行した。マンカーでは織布工、仕立工、鍛冶工などの手工業者が、ヴストラウでは兵士、泥炭採掘者、手工業者、日傭取りなどがビュドナーとして定住した<sup>28)</sup>。

この下に、土地・家屋を一切保有しない「土地なし層 (Landlose)」が大量に存在した。彼らは通常アインリーガー (Einlieger) として農民屋敷地、領主屋敷地、教会敷地内の住居に間借り<sup>29)</sup>し、多くの場合日傭労働で生計を立てていた。マンカーとヴストラウで18世紀後半にアインリーガーが急増した主たる原因は、リン泥沢地で泥炭採掘が開始されたことにある。1797年のアムト巡察記録によれば、「この村 [マンカー] に存在する日傭取りはリン泥炭の採掘によってかなりの収入を得、1人の男が1日9グロッシエン稼ぐ」ことができたという<sup>30)</sup>。アインリーガーは領主農場や農民農場の労働力としても雇用され、その他、兵士、手工業者、グーツヘルの従者、村落貧民などもアインリーガー家屋に住んだ。また家畜番や夜番などは共同体によって建設・維持される建物に居住したため<sup>31)</sup>、彼らも土地なし層に含めることができる。これら土地なし層はしばしば複数の職業に就いていた。奉公人 (Gesinde) も土地なし層と見なし得るが、彼らはアイン

---

historischer Hinsicht, beschrieben und zusammengetragen aus älteren und neueren Urkunden der herrschaftlichen Registratur von G. D. L. Beuster, Prediger (um 1800).

- 28) Pfararchiv Manker, Kirchenbücher; Pfararchiv Wustrau, Kirchenbücher.  
 29) 農民, コッセーテン, ビュドナーであつても彼らがラッシーテンの場合, 家屋を「保有する (besitzen)」に過ぎず, 他者の家屋に「間借りする (mieten)」アインリーガーと同様, その所有権 (Eigentumsrecht) を持たなかつたことに注意が必要である。しかし他方, 「保有」と「間借り」との間に根本的な相違が存在したことも事実である。その相違とは, 家屋の建築・改築に際し, 前者には木材を除く一切の建築資材の費用, 運搬費用, 及び工賃の負担が義務づけられていたのに対し, 後者にはその義務がなかつたことである。  
 30) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 115, fol. 85.  
 31) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16628, fol. 46ff.; Pfararchiv Wustrau, Das Dorf Wustrau.

リーガーと異なり、結婚して独立の世帯を形成することがなかった。

### 3. 農場と財産 —農民家族の物質的基礎—

#### 3.1. 農民の財産状況の推移

村民の財産状況は、領主家産裁判所 (Patrimonialgericht) の史料、とりわけ「農場文書 (Hofbriefe)」や「土地抵当文書 (Grund- und Hypothekenakten)」を通じて知ることができる。なぜならそこには相続調停に際して行われた遺産査定の記録が含まれているからである。ヴストラウについては1633年から1779年までの農場文書の抜粋と1788年以降の同史料の原本が多数<sup>32)</sup>、マンカーについては、17世紀末の農場文書の原本少数のほか、1770年頃以降の土地抵当文書の原本が少数、その抜粋記録が比較的多数<sup>33)</sup> 残されている。

ヴストラウの牧師ボイスターは、1800年頃に著した稿本『村落ヴストラウ』の中で、1633年から1779年までの個々の農場文書から「注目すべきこと」を抜き書きしている。その際、彼はしばしば相続調停時における農民の「財産 (Vermögen)」の査定総額を——詳細な財産目録は提示せずに——書きとどめており、中でも1741年から1772年までの時期についてはその記録が多い。1728年に死亡した農民ヨアヒム・プロッツの遺産の査定総額217ターラー16グロシエン<sup>34)</sup>は、家産裁判所によって「かなりの」額であると評価されたというが、この評価は1772年までそれほど変化することはなかった。というのも、1741年から1772年までの記録によれば、9名中5

32) Pfarrarchiv Wustrau, Das Dorf Wustrau; Geheimes Staatsarchiv der Stiftung Preußischer Kulturbesitz (以下 GStAPK と略記), Pr. Br. Rep. 37, Wustrau, Abt. IV, Nr. 44, 47, 48, 49, 51, 53, 54 u.a.

33) BLHA, Pr. Br. Rep. 6E, Amtsgericht Neuruppin, Grund- und Hypothekenakten Manker, Bd. 1, Bl. 14, 16, Bd. 2, Bl. 63; BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Altruppin, Nr. 251, 289, 399; BLHA, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam IIIID. 17105, 17263.

34) 当時の通貨単位。1ターラー (Taler, Reichstaler) = 24 グロシエン (Groschen) = 288 プフェニゲ (Pfennige) = 16,7025g の純銀 (Feinsilber)。

名の農民の遺産が40—134ターラーに過ぎなかったからである。確かに上述の富裕な農民ヨアヒム・プロッツの息子クリスティアンは1751年、370ターラーの財産を遺したが、他の比較的富裕な3農民の遺産は220—243ターラーにとどまった<sup>35)</sup>。

1788年から1800年までの時期については、詳細な財産目録の付された農場文書の原本がほぼ完全に残されている。農民の財産状況はこの時期、それ以前の時期と比べて明らかに改善されていた。今日に残る13の農場文書のうち8件において農民の遺産総額はおよそ300—450ターラーにのぼり、最も富裕な農民クリストフ・シェーンホルツの財産は他を大きく引き離して780ターラー23グロッシェンにも及んだ。またその他の比較的貧しい農民たちにしても198—293ターラーの財産を遺している。ヴストラウの農民はすべてラッシーテンであり、土地・建物に対する下級所有権を持たなかったために、彼らの財産は通常家畜、農機具、家財道具、衣類などから成っていた。6件の財産目録にはこれらの通常の動産のほかに現金が見られ、それはシェーンホルツの場合約478ターラー、その他は6—97ターラーであった。また4件の財産目録には農民自身が建設したビュドナー・隠居・日傭取り用の家屋が存在し、それらは最高30ターラーであった<sup>36)</sup>。

1801年から農場の所有権を獲得する1819年までの時期、ヴストラウの農民はさらに富裕になった。今日に記録の残るこの時期の相続調停5件のうち4件において、相続財産の総額は454—522ターラーに分布し、さらにフリードリヒ・ブルンネマンが1817年に遺した最大の財産の査定額は、またしても780ターラーに及んだ。この時期の財産目録にはしばしば、農民が

35) Pfarrarchiv Wustrau, Das Dorf Wustrau.

36) GStAPK Pr. Br. Rep. 37, Wustrau, Abt. IV, Nr. 44, Bd. 1. この時期のヴストラウにおける農民の財産状況は、ウッカーマルクの騎士領ボイツェンブルクの場合と比べて劣っていた。後者の場合、農民は18世紀末、およそ500—700ターラーの財産を遺し、330ターラーの査定総額が家産裁判所によって非常に少ないと評価されていた。Harnisch, *Bäuerliche Ökonomie und Mentalität*, S. 96.

「自らの費用で」建設した約100ターラー相当の「小さな日傭取り家屋」が見られ、これはヴストラウ農民の財産の増加に寄与したが、それに引き換え彼らはこの時期、僅かの現金しか遺していない<sup>37)</sup>。

一方、マンカーの農民財産に関する史料が比較的乏しいにもかかわらず、それがヴストラウの農民財産よりもはるかに大きかったことは難なく確認し得る。17世紀末、マンカーの農民はほとんどすべてラッシーテンであったが、今日に残る当時の3件の遺産査定記録の何れもが、この時期のマンカー農民が一世以後の大半のヴストラウ農民よりも大きな財産を遺したことを示しているのである。つまり、2フーフエ農アンドレアス・バールバウムは17世紀末、現金だけですでに509ターラー8グロッシェンを所有し、2フーフエ農ミヒヤエル・ブラントは1682年、208ターラー相当の属具の他に「未回収の債権」346ターラーを所有していた<sup>38)</sup>。またヴストラウ農民の半分の耕地しか持たなかった1フーフエ農ヨルゲス・ドレーツでさえ1695年、現金だけで188ターラー、全体で406ターラー相当の財産を遺したのである<sup>39)</sup>。

1764年にマンカーの農民が農場に対する世襲権、すなわち下級所有権を獲得すると、以後彼らの財産の総額はしばしば数千ターラーにも及んだ。1807年2月、2フーフエ農ヨハン・データーの妻がこの世を去った時、2人の未成年の子供に対する相続分として1,835ターラー5グロッシェン6プフェニゲが割当てられた。当時の一般的な相続調停の形式に従って、片親の死に際して家族の全財産の半分がもう一方の親に割り当てられ、残りの半分が子供たちに均等に割り当てられたと仮定すれば、データーの財産の査定総額は3,670ターラー余りに相当したことになる<sup>40)</sup>。また1806年、農民兼居酒屋の主人ヨハン・クリスティアン・クリートの寡婦の財産は、

37) GStAPK, Pr. Br. Rep. 37, Wustrau, Abt. IV, Nr. 47, 49, 51, 54.

38) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 399, fol. 85-89 u. fol. 134.

39) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 289, fol. 46-50.

40) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 251, fol. 1f.

3,446ターラー19グロッシェン6プフェニグと評価されている<sup>41)</sup>。このようにマンカー農民の財産状況が一貫して比較的良好であったのは、まず第一に同村の農民農場の自然条件がより良かったからであった。

### 3.2. 農場の自然条件 —地味・農業生産・市場—

ルピン郡の農村も三十年戦争後、長らく戦災の後遺症に悩まされ、戦前、アルト・ルピン、リンドウ及びツェーデニックの3つのアムトで耕作されていた662の農民農場と290のコッセーテン農場のうち、それぞれ305と127が1668年においてなお無主の荒蕪地であったという<sup>42)</sup>。ブラートリングによれば、「ヴストラウは1626年、マンスフェルトの軍隊からひどい虐待を受け、1638年には将軍ガラスの率いる軍隊によって、漁師の家屋を除いて全村が焼き払われ灰と化した」<sup>43)</sup>。1687年になおヴストラウに荒蕪地が数多く存在したこと(表1)がそのことをよく物語っている。一方、マンカーでも1638年、戦災で村の大部分が灰と化した<sup>44)</sup>が、それにもかかわらずこの村では1664年、すでに「他に類を見ぬほどよく建物が建ち並び耕作が行われていた」<sup>44)</sup>。そして1668年の報告によれば、ベヒリン、ケルツリン、マンカー、ヴィルトベルクといった「1フーフエ当たりの播種可能量が非常に多い」村においては、すべての農民農場がすでに耕作されていたという<sup>45)</sup>。つまりマンカーが比較的早期に復興した要因は、当地の耕地の地味が良好であったことに求められるのである。1687年の軍税台帳によれば、1フーフエ当りの年間穀物播種量はマンカーにおいて1ヴィスベル、ヴストラウでは15¼シェッフエルであった<sup>46)</sup>。とはいえヴストラウの耕地はこの

41) BLHA, Pr. Br. Rep. 6E, Amtsgericht Neuruppin, Grund- und Hypothekenakten Manker, Bd. 1, Bl. 14.

42) GStAPK, Pr. Br. Rep. 55, Grafschaft Ruppín, Nr. 3, Fasz. 7, fol. 2.

43) Bratring, Die Grafschaft Ruppín, S. 607.

44) 625 Jahre Manker, S. 10.

45) GStAPK, Pr. Br. Rep. 55, Grafschaft Ruppín, Nr. 3, Fasz. 7, fol. 3.

46) Historisches Ortslexikon für Brandenburg, Teil II Ruppín, S. 167, 303. シェツ

付近で最も痩せていたわけではない。例えばアムト・アルト・ルピンで「最悪の土壌」に立地したニートヴェルダーやヴルコウにおいて、年間播種量は9—13 シェッフエルにとどまった<sup>47)</sup>。

マンカーの農民は18世紀中、肥沃な耕地で穀物の生産性を大いに高めた。1687年において播種量の平均約4—5倍の穀物を収穫した彼らは、1783年には播種量の8—9倍の大麦を、1784年には10—11倍のライ麦を収穫している<sup>48)</sup>。収穫された大麦は18世紀末、毎年ベルリンのビール醸造業者に売却され、1791年に完成したルピン運河、ハーフェル川そしてシュプレー川を經由してベルリンまで輸送された<sup>49)</sup>。

マンカーの農民はまた、貴族ハッソー・フォン・ブレドウから1390年に購入した広大な世襲採草地を利用しつつ去勢雄牛の肥育を行い、それを通じて「非常に裕福に」なったという<sup>50)</sup>。つまり彼らは18世紀末に村全体で毎年200頭以上もの雄牛を肥育し、これをベルリンの肉屋に販売したのである。その際、彼らは雄牛を「一対」約40—50ターラーで購入し、大麦と干草を飼料として肥育し、それを再び100—150ターラーで売り捌いたが、自らの農場で獲得し得るそれ自体豊富な干草だけでは飼料が間に合わず、漁村アルト・フリーザックや隣村ガルツから30—40ターラー相当の干草を購入したという<sup>51)</sup>。こうした大規模な市場向けの牧畜こそが、マンカーの

---

フェルは穀物の容積単位。1 ヴィスペル (Wispel) = 24 シェッフエル (Scheffel) = 384 メッツェン (Metzen) = 1319.1リットル。

- 47) Historisches Ortslexikon für Brandenburg, Teil II Ruppín, S. 191, 298; BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppín, Nr. 292; Müller, Geschichte des Rittergutes Wulkow, in: Märkische Heimat 10 (1937), S. 51.
- 48) Pfarrarchiv Manker, Kirchenregister, „Anhang zu diesem Kirchenregister, darin die vornehmsten Merkwürdigkeiten des Dorffes und der umliegenden Gegend, und sonderlich, was Kirchen- und Pfarrsachen angehet, notiret“; BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, S. 1978.
- 49) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppín, Nr. 115, fol. 84.
- 50) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppín, Nr. 115, fol. 84; L. Köppel, Aus dem Dorfe Manker, in: Ruppiner Kreiskalender 6 (1915), S. 52.
- 51) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppín, Nr. 115, fol. 84; Bratring, Die Grafschaft Ruppín, S. 430.

農民にかの莫大な富 (3.1.) をもたらしたのである。

ここで市場関係に関して付言すると、マンカーは「古来より」1729年まで「年市 (Jahrmart)」の開催権を持っていたという。毎年7月2日、つまり聖母マリア訪問の祝日に年市は開かれたが、そこでは亜麻布取引が大規模に行われ、「200ターラーかそれ以上の亜麻布が売り捌かれた」。ところで1730年、王政当局は、マンカーにおいて消費税を徴収することが不可能であるという理由で、この年市を近隣都市ノイルピンに移したが、その時の次のエピソードは興味深い。つまりマンカーの村民は、諸官庁が「余りに多くの親類や知人がやって来てただで飲み食いするために、[年市が] 村にとって有利であると言うよりはむしろ負担である」と報ずる中、市場開催権を「周囲の通常の村々よりも発展した場所の威信」であると考えてそれに固執し、当局の決定に抵抗したというのである<sup>52)</sup>。ここには富裕なマンカーの村民の、周囲の村落に対する自意識が窺えよう。

ヴストラウについては、農民の農業生産や市場関係に関わる史料は残されていない。ヴストラウの農民の財産が18世紀末に著しく増加したのは、ベルリンとその周辺における穀物価格が約2倍に急騰したからであろう<sup>53)</sup>。しかし彼らの市場への編入は明らかに、マンカーに見られたほど強度のものではなかったと思われる。その証拠にヴストラウ農民の財産目録に見られた現金は、すでに述べた通り、18世紀末においてなお僅かであったか、またしばしば皆無であったのである。彼らは毎年10フーダーの干草を刈り

---

52) Die Aufhebung des Jahrmarktes im Dorfe Manker. Nach unveröffentlichten Urkunden aus den Jahren 1729-1730, mitgeteilt von Carl Lücke, in: Ruppiner Kreiskalender 5 (1914), S. 58-60; Adolpf Friedrich Riedel, Codex diplomaticus Brandenburgensis. Sammlung der Urkunden, Chroniken und sonstigen Quellenschriften für die Geschichte der Mark Brandenburg und ihrer Regenten. Berlin 1844, 1. Hauptteil, 4. Band, S. 482.

53) Hartmut Harnisch, Kapitalistische Agrarreform und industrielle Revolution. Agrarhistorische Untersuchungen über das ostelbische Preußen zwischen Spätfeudalismus und bürgerlich-demokratischer Revolution von 1848/49 unter besonderer Berücksichtigung der Provinz Brandenburg (= Veröffentlichungen des Brandenburgischen Landeshauptarchivs 19), Weimar 1984, S. 46.

取ることができる比較的豊かな採草地を持ちながら、その利点をマンカーの農民のように活かすことができなかつた。その原因は、耕地の地味の劣位にだけでなく、彼らのより重い封建的負担にもあつた。

### 3.3. 農場の保有条件 —封建的諸負担・保有権・減免と強制立退—

農民農場の保有条件、すなわち封建負担の形態と大きさ及び保有権は18世紀、プロイセンの王領地と騎士領とで異なつた発展を示した。なぜなら王領地において国家の農業政策が首尾一貫して展開されたのに対し、騎士領ではその影響が部分的なものでしかなかつたからである<sup>54)</sup>。農業政策の目標は主として、国家財政の支柱である農民経営の強化と、兵士の供給源の拡大、すなわち「人口増殖 (Peuplierung)」にあつた。それらは絶対主義プロイセンがヨーロッパ列強に仲間入りするための不可欠の前提を成していたのである。

国家は王領地における農業政策の一環として、農民の農場に対するラッシーテン的な (lassitisch) 用益権を世襲権＝下級所有権に転換すべく努めたが、その目的は第一に、国家の財政負担を軽減することにあつた。ブランデンブルクの農民・コッセーテンは18世紀中葉まで大部分がラッシーテンであつたが、ラッシーテンの保有する土地、建物(家屋、畜舎、穀倉)及び一部の農具(家畜、種籾、農機具)は領主の排他的な所有に属し、それらは無償でラッシーテンの用益に供された。ラッシーテンはまた、必要に応じて建物の建築・修繕用木材を領主から無償で受け取る権利を有し、さらに凶作や家畜の死などに際して比較的大きな地代減免を要求することができた。一方、世襲農民 (Erbbauern) とは土地、建物及び農具の下級所有権者であり、それらを世襲権買取金 (Erbstandsgeld) を支払って買い取り、建物

54) プロイセン国家の農業政策に関する最新の研究成果として、Hartmut Harnisch, *Der preußische Absolutismus und die Bauern. Sozialkonservative Gesellschaftspolitik und Vorleistung zur Modernisierung*, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* 1994/2, S. 11-32, を参照。

の建築・修繕用木材を自弁するよう義務づけられていたほか、比較的小さな減免要求しか認められていなかったのである<sup>55)</sup>。当局が保有権の転換に尽力したのは、第二に、農民が世襲の土地を得た結果、それを「よい状態で、借金なしに」子孫に継承すべく「鼓舞され、一層の勤勉さ (Fleiß) を傾注する」ようになることを望んだからでもあった<sup>56)</sup>。さらに世襲権の付与は、子弟を兵士として国家に差し出す農民の郷土愛を強めるはずのものでもあった。

ところでこの土地保有権の転換は農民に従来より多くの経済的負担をもたらしたため、王政当局は一方で、農民を賦役負担からなるべく解放するよう努めた。当局はそのために、王領地の直営分農場を廃棄してそこに農民を入植させたり、またビュドナーら下層民を入植させて旧来の農場主の賦役負担を一部肩代わりさせるなどしたのである<sup>57)</sup>。農民の賦役負担軽減のための諸政策はこのように、国家の「人口増殖」政策と不可分の関係に立っていた。

マンカーは、以上のような国家の農業政策的諸措置が首尾一貫して実現した王領地村落の典型例である。三十年戦争後、アムト・アルト・ルピンではそれまで7つあったアムト分農場のうち4つが廃棄され、そこにスイス出身の農民が入植したが、マンカーの農民は1691—2年、分農場シュトールベックの廃棄にともない、それまでの週3日に及ぶ賦役から解放され、以後労働地代としてはアムト建造物の建築時に運搬賦役を負担するだけとなった<sup>58)</sup>。彼らは貨幣地代としては主として「賦役金 (Dienstgeld)」を負担し、その年額は2フーフエ農で14ターラー、1½フーフエ農で12ターラー、1フーフエ農で8ターラーに及んだが、その他は軍税を除けばごく少

55) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 278, fol. 39f., Nr. 301, Nr. 302.

56) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 302, fol. 2.

57) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 1802, fol. 1; Harnisch, Der preußische Absolutismus und die Bauern, S. 18-23.

58) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 101, fol. 19; Nr. 201, fol. 7.

額にとどまった。さらに現物地代として、各2フーフエ農は毎年ライ麦と大麦1 ヴィスベル6 シェツフェルずつとエンドウマ8メツエンを、各1½フーフエ農はそれぞれ22シェツフェルと6メツエンを、各1フーフエ農は15シェツフェルと4メツエンを納め、これはそれぞれ年間の播種量に相当した<sup>59)</sup>。

この決して軽いとは言えない負担にもかかわらず、賦役負担から解放されたマンカーの農民は、良好な自然条件を享受しつつ給付能力を増し、1764年、軍事・王領顧問官ポエーリンクの世襲権付与提案をアムト内で初めて受け入れた。その提案の内容は、世襲権買取金の支払いを免除した上で、以後、世襲地代を毎年支払い、また従来無償で支給されてきた建物の建築・修繕用木材の費用のうち3分の1を自己負担することを条件に、農民に土地、建物及び農具に対する世襲権＝下級所有権を認めるというものであった<sup>60)</sup>。つまりマンカー農民の財産の著しい増加は、農業経営の発展のみならず、保有権の変更にも起因したのである。ところで1764年のアムト巡察記録によれば、マンカー農民と同様ルピン郡内で最も肥沃な耕地を保有し、17世紀末に賦役義務から解放されたヴィルトベルクの富裕な農民でさえ、「彼らにとって無償で支給される建築用木材が大変重要であった」ためにポエーリンクの提案を拒絶したという<sup>61)</sup>。マンカーの農民はつまり、こうした経済的不利益を甘受しつつ、農場に対するより確実な権利を獲得したのである。

マンカーの農民は世襲権の獲得にともない、建築・修繕用木材の3分の1の自己負担を引き受けたほか、ラッシーテン時代に享受できた地代減免

59) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 115, fol. 88; Nr. 201.

60) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 301, fol. 5-7. マンカーの農民が1390年にハッソー・フォン・ブレドウから買い取った採草地は、それ以来すでに世襲所有地であった。BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kriegs- und Domänenkammer, D. 16628.

61) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16419/1, fol. 47.

(Remission) 要求権の3分の1をも放棄することとなった<sup>62)</sup>。そして1838年の報告によれば、マンカーを始めとし、同村と同じ条件で世襲権を獲得したアムト内全16村落の「旧世襲農民」は、それ以後、凶作と霜の被害に際していかなる減免を要求することもなかったという<sup>63)</sup>。また1797年のアムト巡察記録の伝えるところによると、マンカーで唯一「劣悪な経営によりその財産状況が後退した」コッセーテ、ルービラーでさえ、「他の村民と同様、賦課された貢租を非常に正確に」納めていた<sup>64)</sup>。

マンカーの農民がかくも強靱な給付能力を獲得した背景には、耕地の肥沃さや封建地代の軽減などといった諸条件のほかに、「より有利な条件の下にある」農場において、領主の「無能な (untüchtig) 農場主に対する強制立退 (Exmission) 処分<sup>65)</sup> が首尾一貫して実現したという事情が伏在していたように思われる。領主は当時一般に、ラッシーテン・世襲農民を問わず「無能な」農民に対し立退きを命じ (exmittieren), 「有能な (tüchtig) 農民と交代する権限を有した。プロイセン一般ラント法によれば、次のような場合、強制立退処分が認められた。まず第一に、農民が「農場及びその付属物をだらしのない経営によって荒廃させたり破損した場合」。すなわち農民は、世襲権者はもとよりラッシーテンでさえ、家畜や種籽などの生産手段を何らかの理由で喪失した場合、それらを自らの費用で補填し、建物が朽ちた場合、一ラッシーテンにあっては木材の支給を受けつつ—その修理・改築をやはり自らの費用で行う義務を有したのであり、このように自力で農場を整備の行き届いた状態に維持することができず、領主の非常援助を要求するような農民に対しては、基本的に強制立退処分が下されたのである。さらに農民が、「農場の価値の半分を超える借金をだらしなく浪

62) BLHA, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, IIIID. 16729.

63) BLHA, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, IIIID. 16730, fol. 19.

64) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 115, fol. 85.

65) この点についての詳細は、飯田『『無能な』農民の強制立退』前掲論文、を参照。

費した場合」、地代を滞納した場合、そのほか高齢や回復不能の疾病によりそれ以上経営に従事できない場合にも強制立退処分は認められた<sup>66)</sup>。

マンカーには強制立退の記録がないので、ここでは「有利な条件の下にあった」隣村ケルツリンの事例を考察してみよう。同村の農民はマンカーの農民と同様、ルビン郡で最も肥沃な耕地を保有し、1691—2年に賦役負担から完全に解放され、「見事な肥育用放牧地」を利用して市場向けの肉牛生産を行っていた。もっともケルツリンの農民は農民解放まで世襲権を獲得せず、ラッシーテンにとどまっていた<sup>67)</sup>。

ケルツリンでは1773年、フリードリッヒ・コールメッツが農民農場から「引きずり降ろされ」アインリーガーに零落している。コールメッツの農民農場では同年、夏穀物の種籾に大麦14シェッフエル、燕麦5シェッフエル、エンドウ3シェッフエルの、そして家畜に150ターラー相当の不足が生じていたが、その際、コールメッツはこれらの生産手段を領主の援助を受けずに自力で補填することができず、さらに22ターラー11グロッシェン11プフェニゲの地代を滞納したという。このようなコールメッツの経営不振は、「飲酒癖」を持つ彼の「だらしない生活習慣」の結果であったというばかりではなく、1771—2年の洪水による壊滅的な凶作と、また馬6頭、雌牛1頭、雌豚1頭の死といった「不幸」にもその原因があった。しかし当局は、コールメッツが「それまで常にきちんと地代を支払ってきたにもかかわらず」、そして「国王陛下のアムトから受け取った播種のための前貸金13ターラーをきちんと返済したばかりか、折にふれて他の債務も返済した」にもかかわらず、また彼が直面した凶作が蓄えを持たないいかなる農民をも没落させてしまうほど激しいものであったにもかかわらず、結局「僅かばかりの減免をも認めることなく」彼を農場から放逐したのであ

66) Allgemeines Landrecht für die preussischen Staaten von 1794. Textausgabe mit einer Einführung von Hans Hattenhauer, 3. erweiterte Aufl., Neuwied/Kriftel/Berlin 1996 (以下 ALR と略記), 2. Teil, 7. Titel, §. 287-297, §. 299, §. 460.

67) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 115, fol. 60, 74; Nr. 471, fol. 243.

る。村長と判事補はアムトによる聴取に際し、コールメッツを、「凶作に先立つ豊作の年に種籾を全然蓄えに回さなかったのだから、凶作の2年間に零落してしまうのは当然だ」と非難したという。つまりコールメッツは農場にとどまろうと思えば、蓄えを「飲み潰してしまう」のではなく、「不幸」に備えて常に保持せねばならなかったのである<sup>68)</sup>。

ところでこの強制立退処分において、アムトが上級官庁である軍事王領地財務庁 (Kriegs- und Domänenkammer) に対し、「その農場がさらに荒廃せぬうちに、現時点でなお十分に存在する有能な後任に農場が引き渡されるよう」コールメッツの強制立退処分の決定をできるだけ急ぐよう求めていることは興味深い。つまりこの処分は、比較的条件の有利なケルツリンの農場を引き受ける意志のある「有能な」候補者が十分に存在するという前提の下で行われたのである。実際コールメッツの立退決定後、その農場を求めて直ちにケルツリンのコッセーテ、マルティン・グローテと「ある貴族の臣民」ゴットフリード・アルプレヒトが応募しており、両者とも「農場にとって必要なものを復旧する」だけの財産を所有していたのである<sup>69)</sup>。またこの村では1784年に、「決して最善の方法で耕作してきたわけではなく、もし死によって窮境から逃れることがなければいかなる躊躇もなく立退きを命ぜられていた」農民ボルフマンが死亡した後も、レンツケのコッセーテ、グラルの息子、大工の親方ヴァーゲニッツ、キュドウの農民ローラックの息子の3名がその農場に応募しており、アムトはその中から、朽ち果てた建物を復旧し、さらに新しい穀倉を建てるなど、最良の条件を提示することのできたローラックを、いわば競売を通じて選り出すことができた<sup>70)</sup>。このように「より有利な条件の下にある」村落では、農場を巡って複数の「有能な」人材が競合したために、王政当局は能力主義的な人事政

68) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16482.

69) Ebenda, fol. 17.

70) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16483, fol. 1-8.

策を成功裡に展開することができ、そのことが農民階層の財産状況の改善に貢献することとなったのである。

またアムトは、このような農場を巡る競争を利用しつつ、立退きを命ぜられたラッシーテンの土地への人材補充に際し、世襲権をもって農場を引き受ける意志のある農民を積極的に募った<sup>71)</sup>。そしてグリーベンなどでは1765年以来、12名のラッシーテンが8名の世襲権者と同様に建築用木材及び減免に対する要求権の3分の1を放棄することを強要され、前者は「例えば土地の取り上げなどといった威嚇を受けて怖じ気付き、その処遇に甘んじてきた」という<sup>72)</sup>。

ヴストラウではマンカーのようなダイナミックな農民経営の発展は見られなかった。1793年に制定されたヴストラウのウルバリウム (Urbarium) は、ヴストラウの農民が18世紀末においてなおいかに過酷な賦役を負担せねばならなかったかを伝えている。彼らは、ミヒヤエル大天使の日（9月29日）から聖母マリアの祝日（2月2日）までは主として冬作物の播種のために週2日の役畜賦役と週3日の手賦役を、聖母マリアの祝日から聖ヨハネの祝日（6月24日）までは主として夏作物の播種のために週3日の女子手賦役を、聖ヨハネの祝日からミヒヤエル大天使の日、すなわち収穫期には、週6日の男子及び女子手賦役を遂行せねばならず、また収穫自体のためには役畜賦役も求められ、それは「畑に何かが存在する間中ずっと」という不定量のものであった<sup>73)</sup>。

一方、貨幣地代は1491年から三十年戦争までの間に次第に減少し、ヴストラウの農民は戦後、軍税を除けば数グロッシェンの貢租を納めるにとどまった<sup>74)</sup>。しかしこの貨幣地代の減少を相殺したのが現物地代であり、それは1491年から1630年までの間に2倍に増えた。つまり、1491年にライ麦

71) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 291, Nr. 302, fol. 17.

72) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Regierung Potsdam, III D. 16729.

73) Brinkmann, Wustrau, S. 111-119.

74) Ebenda, S. 30, 119f.

12シェップフェルと燕麦・大麦6シェップフェルずつであった各2フーフエ農の穀物地代は、1630年になると1ヴィスベルと12シェップフェルずつに上昇したのであり、後者は年間播種量の1.5倍以上に相当した。しかし三十年戦争後、グーツヘルたちはこの極めて高い穀物地代の引き下げを強いられている。なぜならそれは全く農民たちの経済状況に見合うものではなかったし、また多くの無主地への農民の招致が急がれたからである。1726年には各農民の穀物地代は再び15世紀の水準、すなわちライ麦12シェップフェル、燕麦・大麦6シェップフェルずつに戻り、それは年間播種量の約5分の4に相当した<sup>75)</sup>。

こうした重い封建的諸負担と決して恵まれているとは言えない自然条件の下、ヴストラウの農民は19世紀の農民解放までラッシーテンにとどまり、領主の援助と減免とに対し比較的大きな要求権を保持した<sup>76)</sup>。さらにヴストラウの領主は、とりわけ三十年戦争後の荒廃期などにおいて、「無能な」農民に立退きを命ずるのではなく、むしろ温情的な減免や援助を通じて彼らを農場にとどめておかざるを得ぬ状況に直面した。ヨアヒム・マティアス・フォン・ツィーテンが1702年に隣村ランゲンの領主フォン・レーデルンに対して浴びせた非難はそのことを明瞭に示している。当時、ヴストラウの農民農場に対して燕麦地代の徴収権を有していたフォン・レーデルンは、ヴストラウの農民ユルゲン・フェターが燕麦11シェップフェルを滞納したまま死亡した後、その納入をフェターの後任である農民コーベス・プロッツに対して求め訴訟を起こしていた。これに対しヴストラウの領主ヨアヒム・マティアス・フォン・ツィーテンは、フォン・レーデルンのこの要求を「余りにも不可思議である」とし、彼が「そもそもいかなる人間が農場にいるのか全く知らずに死後8年にもなるユルゲン・フェターを未だに訴えている」ことを強く非難したのである<sup>77)</sup>。

75) Ebenda, S. 4, 30, 67f.

76) Ebenda, S. 105.

フォン・ツイーテンの裁判所での証言は、プロッツとその他のヴストラウ農民の惨めな経済状況をまざまざと思い浮かべさせる。1694年、フェッターの病氣と死とにより完全に荒廃した農民農場を引き受けた後、「コーベス・プロッツは〔軍税を〕支払うことができなかったので、私はその半分を支払い、もう半分を立て替えてやった。彼はその他にも、食用穀物の前貸しや穀物地代の滞納のために私に対して多くの債務を抱えている。そのような事情は他のすべての農場主に当てはまる。ヴストラウの農民は誰一人として穀物地代を完納することができない。ライ麦18シェッフエルと大麦9シェッフエルを受け取ったのはただの一度限りで、あとは常にそれより少ない。私が臣民に無償で支給した種籾などの農具の値段を合計し、それを再び取り戻そうとしたら、臣民には何一つ残りはしない。[……] 賦役も余りにもひどい。まともな牛馬を持たず、また馬に餌もやれぬ農民が、どうやって賦役を行えるというのだ？ ここ3年、臣民たちは〔運搬賦役のために〕一度だけ私についてベルリンに来たが、この冬にはもうたくさんだと言っており、農民フリードリヒ・フォルネルトに至っては一度もついて来なかった。この辺りではライ麦の値段が安いので、私は臣民をもっと頻繁にベルリンに派遣したいのだが、それもかなわない。私は父もそうしたように、農民が週3日ではなく週2日だけ役畜賦役を行えばよいように取り計らってやっている。先の戦争のあと、過酷な役畜賦役のために農民農場が荒廃することが稀ではないからだ」<sup>78)</sup>。

このような無能力にもかかわらず、コーベス・プロッツは結局立退きを命ぜられることはなかった。むしろ逆にフォン・ツイーテンは、プロッツの農場がフォン・レーデルンの要求により荒廃し、彼が「逃亡してしまうか、あるいは死亡してしまう」ことを恐れ、フォン・レーデルンの要求が「農場主の確保に何一つ役立たない」としているのである。三十年戦争後

77) Pfarrarchiv Wustrau, Das Dorf Wustrau.

78) Ebenda.

の荒廃状況の中で、当時少なからぬ農民がヴストラウからの逃亡を企てた。例えば農民アンドレアス・ヘフトナーは1681年、債務だけを残してヴァルヒョウへ逃亡し、1707年には上述の農民フリードリヒ・フォルネルトが「貧困のために」「妻子とかなりの債務を残して」逃亡している<sup>79)</sup>。つまりこのように、劣悪な状態にある農場を引き受ける意志のある人材が不足したために、グーツヘルは「無能者」を放逐するのではなく、温情をもって農場にとどめておかざるを得なかったのであり、その結果、ヴストラウ農民の財産状況も長らく停滞したのである。このような人材不足は「不利な条件の下にある」村落においてはしばしば見られた。例えば砂質の痩せた土壌を耕し重い賦役負担を課せられたアムト村落ニートヴェルダーにおいて、アムトは1773年、「最悪の」2農民を農場から立ち退かせることに失敗した。なぜなら「ニートヴェルダーの農民農場を引き受けたいと思う者は誰もいなかった」からである<sup>80)</sup>。

しかし当局は「より不利な条件の下にある」村落において、農場主への能力要求を原理的に放棄したわけでは決してなく、ここでも「無能な」農場主を「有能な」人材と交代させようと努力し、時としてそれに成功している。ヴストラウにおいて、1798年の農場継承時に父から多大の債務をも譲り受けた農民ハンス・ヨアヒム・ミュラーが農場継承後間もなく日傭取り及び家畜番に零落したのは<sup>81)</sup>、恐らく強制立退の結果であったろう。また農民クリストフ・エーベルが遺産を126ターラーも上回る債務を残して死亡した後、グーツヘルが採用した後任クリストフ・シェーンホルツは、780ライヒスターラーという村内一の財産を所有しており、ヴストラウ農民の財産状況を飛躍的に向上させた<sup>82)</sup>。さらに、各農民が三等級の痩せた農場で週3日の賦役負担を強いられたアムト村落モルヒョウにおいて、

79) Ebenda.

80) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 292.

81) Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

82) Pfarrarchiv Wustrau, Das Dorf Wustrau.

アムトは1752年、家屋と穀倉の建て替えのために50ターラーの非常援助を要求した農民カスパー・ティーレに立退きを命じ、クライン・ヴァリッツのアインリーガー、ディートリヒ・ニーリングを後任とすることに成功している<sup>83)</sup>。つまり、「至高の慈悲」により「無能な」農場主を農場にとどめておくことは、あくまで「有能な」後継者が存在しない場合の次善策に過ぎなかったのである。

#### 4. 農民家族の再生産 —相続・婚姻・生殖行動—

##### 4.1. 相続

###### 4.1.1. 世襲性と階層性

18世紀末のマンカーにおいて、データー (Deter) 家は村長農場のほかに複数の農民農場を保有し権勢をふるったが、その先祖はすでに1525年、同村の土地台帳に、村長ハンス・データー (Hans Dethardt) の名をもって登場している。そして同年にマンカーに存在した農家のうち、データー家のほか、ペールバウム家、ブラント家、ドレーツ家、ネッツバンド家が三十年戦争を乗り越えて18世紀まで続いた<sup>84)</sup>。こうしてマンカーの農家は比較的強い持続性を示したのである。18世紀については教区簿冊を手がかりとして各農民の出自を知ることができるが、1729年から1820年の間にマンカーに居住した69名の農民のうち42名が父親の農場の継承者であったことから、この時期に世襲的土地保有が基本的に確立していたことが確認されよう。一方、息子がなかった場合、また寡婦の再婚に際し、家族成員外の男子がマンカーの農民農場主となったが、彼らは大部分が農民身分の出身であり、下層民から農民への上昇はほとんど不可能であった (表2a)。つまりマンカー農民は封鎖的な身分集団を成していたのである。

83) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 291.

84) Johannes Schultze, Die Hofbesitzer in den Dörfern des Landes Ruppin 1491 bis 1700 (= Veröffentlichungen des Historischen Vereins der Grafschaft Ruppin 8), Neuruppin 1937, S. 30f.

一方、ヴストラウにおいて、農民家系は三十年戦争の前後で完全に断絶している。1491年の時点で同村に存在した農家のうちマルカウス家とヴェテノウ家だけは16世紀を生き延びたが、これらも17世紀中に消滅してしまった。三十年戦争により多数の農場が長期にわたって荒廃した後、農場には徐々に新しい家族が配備されていったが、度重なる逃亡と保有者の交代とにより、農家が一定の世襲性を示すに至ったのはようやく18世紀の初頭になってからのことであった<sup>85)</sup>。ヴストラウの農民の出自は1800年まで、当地の婚姻簿に新郎の父親の身分に関する記録がないため具体的に把握できないが、19世紀初頭に関する限り彼らはすでに世襲的・封鎖的身分集団を成していた(表2b)<sup>86)</sup>。

ところでこのような世襲性や身分的封鎖性について語り得るのは農民・コッセーテンといった農場保有者層についてだけであり、土地なし層はマンカーでもヴストラウでも高い移動性・社会的流動性を示した。まず、1729年から1820年の間にマンカーに居住した土地なし層で土地なしの父親を持つ54名のうち、マンカーに生まれた者は僅か16名に過ぎなかった(表2a)。また1701年から1820年までの間にマンカーに居住した土地なし層119名のうち82名が、そして1744年から1820年までの間にヴストラウに居住した土

85) Brinkmann, Wustrau, S. 48-50, 84.

86) 他方、18世紀初頭になお奉公人から騎士領所有者への社会的上昇が可能であったことを実証した論文として、Lieselott Enders, *Vom Ackerknecht zum Gutsbesitzer. Ein möglicher Aufstieg im frühen 18. Jahrhundert*, in: *Jahrbuch für brandenburgische Landesgeschichte*, Bd. 41, 1990, を参照。またハクストハウゼンは、東西プロイセン州の農民は土地を売却してインストマン身分に移行することを決して恥辱であるとは思わない、と指摘しており (August von Haxthausen, *Die ländliche Verfassung in den Provinzen Ost- und West-Preußen, Königsberg 1839*, S. 106), ゴルツはこれを全東北ドイツに妥当するとしている (ゴルツ『独逸農業史—19世紀—』山岡亮一訳, 有斐閣, 1938年, 202—203ページ)。著者はかつて拙稿「グーツヘルシャフト下の農民家族—18世紀ウッカーマルクの定期小作制度に焦点をあてて」『社会経済史学』第59巻, 第4号, 1993年, において、これらの文献に依拠しながら東エルベの農民身分の開放性・流動性を強調した。しかし見られるように、農民身分のあり方は各村落の農場の諸条件や時期によって様々であり、そのような特質を面的に強調することには慎重でなくてはならない。

表2 村民の出自 (マンカー：1729—1820年, ヴストラウ：1801—1820年)

a. マンカー 1729-1820年

父親の身分	農民			コッセーテン			土地なし層		
	出生地			出生地			出生地		
	マンカー	余所	計	マンカー	余所	計	マンカー	余所	計
農民	50 (42)	13	63	2	2	4	13	20	33
コッセーテン	-	-	-	5 (4)	2	7	-	5	5
ビュドナー	-	-	-	-	-	-	2	1	3
土地なし層	1	-	1	1	-	1	16	38	54
その他	-	5	5	-	3	3	2	7	9
計	51	18	69	8	7	15	33	71	104

b. ヴストラウ 1801-1820年

父親の身分	農民			コッセーテン			土地なし層		
	出生地			出生地			出生地		
	ヴストラウ	余所	計	ヴストラウ	余所	計	ヴストラウ	余所	計
農民	8 (7)	3	11	-	1	1	1	2	3
コッセーテン	-	-	-	2 (2)	-	2	-	-	-
ビュドナー	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地なし層	1	-	1	-	-	-	13	11	24
その他	-	-	-	-	-	-	-	1	1
計	9	3	12	2	1	3	14	14	28

資料：Pfarrarchiv Manker, Kirchenbücher; Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

註：1. ビュドナーの数が少ないので、彼らのデータは提示されていない。以下の表についても同様。

2. ( ) 内は、父親の農場を継承した者の数。

地なし層95名のうち59名が同地に埋葬されていない。彼らは多分生涯を終える前に余所へ移住してしまったのだらう<sup>87)</sup>。このような土地なし層の高い移動性は、彼らの主たる生業である日傭労働がしばしば季節的なものであり、時に広域的な移動をとまなうものであったことと関係があるように思われる。例えば18世紀末のケニヒシュテットの日傭取りに関して次のような記録が残っている。「当地のビュドナーはすべて日傭で生計を立てており、多くは木の切り出しを行っている。従って彼らはザクセン、ポーランド、ブラウンシュヴァイクにまで出稼ぎに行き、収穫時に4週間だけ郷里に戻ってきて農民の収穫を手伝い、再び余所に仕事を探しに出かける。その間、残された妻たちは、糸紡ぎやその他の手仕事で暮らしを立てている」<sup>88)</sup>。さらに土地なし層は社会的にも絶えず新陳代謝を繰り返した。す

87) Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

88) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 115, fol. 77.

なわちこの階層には農民・コッセーテン農場の非相続権者などが次々と同化したのである（表2）。

#### 4.1.2. 農場の継承

さて、農場保有者層は農場をどのように継承していったのであろうか。マルク・ブランデンブルクでは農場自体の分割は許されず一子相続が行われた。その際、農場の相続を法的に認められていたのは世襲権者だけであり、ラッシーテンはそれを事実上相続するにとどまった。しかしいずれにしても農場相続人 (Hoferbe) の選定権は領主に属していた。領主は農民の提案する農場相続人が農場を整備の行き届いた、それゆえ地代給付可能な状態に維持するだけの能力を持たないと判断される場合、その採用を拒否することができた。そして複数の候補が存在する時には、領主はその中から「最も有能な (tüchtigst)」者を選ぶことを義務づけられていたのである<sup>89)</sup>。

農場相続人は通常、予め両親によって指定され領主に提案された。その際、両親の相続人選定における裁量権は大きく、一度行った農場譲渡の約束を撤回することもあった<sup>90)</sup>。1790年にアムト村落シュルツェンドルフで起きた相続紛争は、そのことを端的に示している。つまり同村のラス農民、ヨアヒム・フライには子供がなかったため、彼は甥でありかつ養子のハインリッヒ・ロレを相続人に予定し、彼の軍役免除証を獲得したが、その後、ロレが養母の意に逆らい養母の弟農民ブーダーの娘との結婚を拒否したために、フライはアムトにロレから「軍役免除証を再度取り上げ」農場を農民ブーダーの息子に譲渡するよう請願し、それが認められたのである。一方、これに対しロレは養父フライを訴え相続権の回復を要求したが、その

89) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16481; Rep. 7 Amt Alt-Ruppin, Nr. 302; ALR, 2. Teil, 7. Titel, §. 271-274; F. P. Eisenberg/E. L. Stengel, Beiträge zur Kenntniß der Justizverfassung in den preussischen Staaten, Bd. 2, Berlin 1796, S. 12.

90) Harnisch, Bäuerliche Ökonomie und Mentalität, S. 100.

際、ロレが当局に対し、農場の継承が約束されていたために「賃金なしで、最低限の衣服の支給だけで」フライに奉公してきたと供述していることは興味深い<sup>91)</sup>。農場相続人に予定された者に奉公人賃金が支払われなかった事例は、ウッカーマルクのボイツェンブルク領についても確認されている<sup>92)</sup>。しかしヴストラウではこれと逆の例が見られる。つまり1808年、村長兼農民のヨハン・フリードリヒ・ゲルナーが1804年以前より農場相続人に予定していた継子フリードリヒ・ブルンネマンに農場を譲渡した時、遺産査定書にはブルンネマンとその妻に支払われるべき1年分の賃金各16ターラーが債務として計上されたのである<sup>93)</sup>。

農場相続人に予定された者は、どのような条件を満たした場合、領主により農場継承の資格を認められたのだろうか。リューダースドルフのヘニング農場の相続に関し、1791年にアムト・アルト・ルピンが行った報告から、その重要な基準が浮かび上がってくる。同年、63歳になる老世襲農民ルドルフ・ヘニングは、20年前の大火災や700ターラーにも及ぶ世襲農場からの遺産分与負担などのために581ターラー6グロッシェンもの債務を抱え、「債権者が立ち上がって農場の強制競売を申請し」、その結果「落ちぶれて物乞いをするようになる」のではないかという危惧を抱いていた。そのような折、次男ヨハン・クリスティアン・ヘニングが、彼に「娘を嫁がせ、その際、嫁入り支度に、父の借金すべてを返済するのに必要なだけの現金を持参させる」という友人、グラムベックの農民ペーレンを「探し当てた」ため、父ドルフは次男に農場を継がせようと企図し、アムトにその許可を願い出た。この提案は、次男の妻の持参財が農場の維持に貢献するという理由でアムトの支持を受けている。一方でアムトは23歳の次男が「若年であること (Minorennität)」を問題視し、それにもかかわらず彼を

91) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16504, fol. 1f., 11f.

92) Harnisch, Bäuerliche Ökonomie und Mentalität, S. 99.

93) GStAPK, Pr. Br. Rep. 37, Wustrau, Abt. IV, Nr. 47. fol. 7.

相続人とするべきか否か軍事＝王領地財務庁に判断を仰いだ。長男のヨハン・フリードリヒは「長男として優先権を有して」いたが、アムトは彼の農場継承を無理と見ていた。それは彼が軍役中足に負傷し、そのため「現在なおいかなる畑仕事をする能力もない」からであった。またアムトはさらに、次男が「[5フース] 3ツォル3シュトリッヒ [約165cm] しか背丈がなく、兵士としては全く不必要である」ことを都合よく見ていた<sup>94)</sup>。

以上から分かるように、農場相続人には、まず第一に、農場を良好な状態に保ち得るだけの十分な財産を所有していることが求められた。その際、領主は、彼の婚約者の持参財の額をとりわけ重視した。特に農場経営が悪化している場合には持参財の多い妻を迎えることが必須であった。1791年アムト村落クラーツのゴットフリード・クラウゼが、穀倉が朽ち果ててしまった父のコッセーテン農場の相続を願い出た時、アムトはその財産状況を調査して「彼はもし有利な結婚をしないならば、荒廃した建物を改築することができない」と判断し、念のため他の「より有能な」農場の引き受け手を募っていたのである<sup>95)</sup>。また持参財の乏しい娘との結婚は後に強制立退を招来しかねなかった。シェーンベルクの世襲コッセーテ、ヨアヒム・ジーリングが1784年に農場を追われた時、同村の村長は、「10ターラーしか持参しなかった貧乏な娘との結婚が、彼が経済的に全く立ち行かなくなった主たる原因である」と報告している<sup>96)</sup>。

第二に領主は、農場相続人の身体に農業労働を行う上での障害がないこと、そしてさらに彼が農業者として十分な経験を持つことを重視した。上述のヘニング農場の事例でアムト・アルト・ルピンが、農場相続人ヨハン・クリスティアン・ヘニングがなお「若年」であることを懸念したのは、

94) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16495. fol. 1f.

95) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16488, fol. 7, 14.

96) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 530, fol. 4.

彼の経験に配慮してのことと思われる。実際キュドウの農民ローラックの息子が1784年、ケルツリンの農民ポルフマンの死後その農場を獲得できたのは、彼が「大変優れた、若い頃より農業に勤しんできた、熟練した者」であったからであるし<sup>97)</sup>、マンカーの農民兼居酒屋の主人フェターの寡婦が兵士ツァンダーとの再婚を願い出た時、アムトは「彼は若い頃より経営を学び、すでに何年も農場管理人としての経験を積んでいるので、マンカーのフェター農場を引き受ける資格が十分にある」と評価している<sup>98)</sup>。さらに領主は「劣悪な経営、怠惰、だらしなさ、そして反抗的な性格で知られる」者による農場の継承を拒否する権限を持っていた<sup>99)</sup>。

第三に、プロイセン国家の軍制、すなわちカントン制が1733年に導入され、全男子が徴兵の対象となって以来、農家の跡取りは国家から軍役免除証を獲得することを義務づけられた<sup>100)</sup>。その際、特に体格のよい男子は軍人として有用であったため、その軍役免除を巡って国家の軍事的利害とグルントヘル的利害とがしばしば対立・競合した。それゆえ背が低く「兵士としては全く不必要な」息子ヨハン・クリスティアン・ヘニングへの農場継承は、両者の対立を回避するために都合がよかったのである。

以上のような農場継承のための諸条件は、女子相続人や寡婦の下に婿入りする男子、あるいは強制立退・家系断絶後の新規農場主にも等しく求められた。その際、彼らの財産状態は、彼ら自身の持参財ないし相続分の額によって測定された。

97) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16483, fol. 8.

98) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16497, fol. 4.

99) ALR, 2. Teil, 7. Titel, § 260, § 274.

100) Otto Büsch, *Militärsystem und Sozialleben im alten Preußen 1713-1807, Die Anfänge der sozialen Militarisierung der preußisch-deutschen Gesellschaft* (= Veröffentlichungen der Berliner Historischen Kommission beim Friedrich-Meinecke-Institut der Freien Universität Berlin 7), Berlin 1962, S. 39f.; 阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』, 中央大学出版部, 1988年, 213ページ。

#### 4.1.3. 遺産配分

農場の継承にともない各農家では遺産配分が行われる。親から子への農場譲渡に際しては、原則として一家の全財産が査定され、それが農場相続人を含めたすべての子供の間で均等に分割された。またこれに加えて、片親が子供の農場継承以前に死亡した場合には、そのつど全財産が査定され、その半分、すなわち父方の遺産 (Vatergut) か母方の遺産 (Muttergut) がその時点で存在する子供たちの間で均等に配分され、もう片方は寡婦ないし鰥夫の手にとどまった。その際、農場に対する相続権を持たない家族構成員は共同相続人 (Miterbe) と呼ばれ、農場相続人は彼らに対しそれぞれの相続分 (Erbeil) を原則として現金か動産で支払うことを義務づけられていた。マンカーにおいて分割される農家の遺産が当初からヴストラウに比べてはるかに高額であったことはすでに見た通りであるが (3.1.), 1764年、マンカーの農民・コッセーテンが農場に対する世襲権＝下級所有権を獲得し、農場全体 (土地, 建物, 農具) が彼らの財産となったことは、この傾向に拍車をかけた。なぜならこれ以降マンカーの農場相続人は、農場の継承に際し、共同相続人から農場全体を「買い取る (erkaufen)」— 実際史料ではこのように表現されている— ことになったからである。

ところで、世襲権の獲得が遺産配分の観点からしていかに農場にとって不利であるかを、当時、農民やコッセーテンは明確に自覚していたと思われる。1777年、王政当局が未だ世襲権を獲得していないアムト・アルトールピン10村落のラッシーテンに対し、建築・修繕用木材のすべてを引き続き無償で支給するという好条件で世襲権付与を提案した時、彼らはその提案の受諾を拒絶したのであるが、それはまさしく遺産分与額の増加に配慮してのことであった。つまり彼らは、「世襲権獲得の後、共同相続人が遺産分配の際に農場の査定額についてあれこれ考えを巡らし、競売による査定を目論むのではないか」と恐れ、また「親が農場に改良を施しそれがなお残っていたとしても、農場相続人がその分の査定額を共同相続人に償還

せねばならなくなることを「不利」と考えたのである<sup>101)</sup>。マンカーの農民はこうした多大の経済的不利益を承知の上で、敢えてより確実な法的地位の獲得に踏み切ったのであった。

今日、1764年以後のマンカーの「土地抵当文書」のうち、幾つかの原本と比較的多くの抄録とが残っているが、そこからマンカーの農民農場において世襲権獲得後、分割される遺産の総額がどの程度にのぼったのかが分かる。その際、遺産分与が農場相続人の共同相続人からの農場買取行為に準えられたため、遺産総額は「買取価格 (Kauff-Preitium)」,あるいは「引受価格 (Annahme-Preis)」と呼ばれたが、その額にはかなりのばらつきがあった<sup>102)</sup>。1807年、2フーフエ農ヨハン・データーの妻が死亡した時、その農場の「買取価格」は約3,670ターラーと査定され、これは当時マンカーでも最も高額の種類に属した。そしてこのうちから母方の遺産1,835ターラー5グロッシェン6プフェニゲがヨハン・データーの2子に割り当てられ、この相続分は2人が成人した後年率3パーセント、つまり年額約55ターラーで利払いされることになっていた<sup>103)</sup>。この利子はマンカーの2フーフエ農場で1年に播くライ麦の総額に相当したのであり、そのことからこの相続分が農場にとっていかに大きな負担であったかが分かる。また2フーフエ農兼居酒屋の主人ヨハン・クリスティアン・クリートの寡婦マリア・ドロテアが1806年、1人娘ソフィア・ドロテアに農場を譲った時、その「買取価格」は3,446ターラー19グロッシェン6プフェニゲにも及び<sup>104)</sup>、1824年に死亡した1フーフエ農ヨハン・ハインリッヒ・ロイターの寡婦、マリア・ドロテア・ゴットリーベは農場を「共同相続人から4,250

101) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 302, fol. 14.

102) BLHA, Pr. Br. Rep. 6E, Amtsgericht Neuruppin, Grund- und Hypothekenakten Manker, Bd. 1, Bl. 14, 16, Bd. 2, Bl. 63; BLHA, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, IID. 17105, 17263.

103) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 251, fol. 1f.

104) BLHA, Pr. Br. Rep. 6E, Amtsgericht Neuruppin, Grund- und Hypothekenakten Manker, Bd. 1, Bl. 14, fol. 11.

ターラーの査定額で相続した」<sup>105)</sup>。

しかしこれらの極めて高額な「買取価格」でさえ、農家の財産のすべてを網羅していたわけではなかった。軍事＝王領地財務庁は1766年の「決定(Resolution)」を通じてアムト・アルト・ルピンに対し、1764年以降に世襲化した農場における遺産配分に関する指示を与えているが、その内容は次のようなものであった。「アムトは、たとえ共同相続人がそれを望んだとしても、農場相続人を貧困で世襲農場の維持が不可能な状態に陥れるようなかなる分割・抵当設定をも許す必要はなく、そこから次のような原則が導き出される。つまり農場に付属する建物と、農場経営と賦役の遂行に必要な農機具及び属具は査定の対象とならない。そして農地の収益も、平均的な年において期待できるだけの、最も公正で中庸なる値をもって算出することとする」<sup>106)</sup>。つまり当局は農場経営の維持を第一に考え、建物やその他の生産手段を遺産査定の対象から除外していたのである。また当局は、1390年にマンカーの農民により買い取られその所有に属した世襲採草地も、1764年まで遺産査定の対象から外していた。「なぜならその保有者は、賦役、現物地代、郡税などの貢租を担い納めなければならなかった」からである<sup>107)</sup>。

ところでマンカーの農民農場の「買取価格」が常に数千ターラーにも及んだわけではない。それは1,000ターラー前後であることが比較的多く、また200—300ターラー程度にとどまることもあった<sup>108)</sup>。このように比較的低額の「買取価格」が見られたのは、マンカーの農民の中に財産の比較的少ない者が存在したためでもあったが、他方で当局が遺産配分の負担を軽減するために次のような措置を講じたからでもあった。つまり軍事＝王

105) BLHA, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, IIIID. 17263.

106) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16481.

107) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 399, fol. 46.

108) BLHA, Pr. Br. Rep. 6E, Amtsgericht Neuruppin, Grund- und Hypothekenakten Manker, Bd. 1, Bl. 14, 16, Bd. 2, Bl. 63; BLHA, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, IIIID. 17105, 17263.

領地財務庁は上述の「決定」の中で、上に引用した文言に引き続き次のような注記を付しているのである。「以上の如き査定により残るものが何もなく、農場の収穫が相続分によりすべて吸収されてしまうような場合、[アムトは]農場相続人が農場保有を通じてその勤勉さを行使し、かつそれにより生計を立てねばならぬことを考え、その時々事情に応じて買取価格を算定し分与せねばならぬのであり、従って遺産配分に関する一般原則を定めることはできない<sup>109)</sup>。この規定に対応しつつ、マンカーの農民はしばしば家族間の協議により「買取価格」を低く抑えた。例えば1フーフエ農ヨアヒム・クリストフ・ピッケルは1815年、父親の農場を「家族内で十分に考慮し取り決めた買い取り価格、現金600ターラーで」査定なしに相続し<sup>110)</sup>、1フーフエ農ミヒヤエル・ドレーツは1776年、父親の農場を「相続人間で取り決められた通常の価格」300ターラーで継承している<sup>111)</sup>。リューダースドルフでも農民たちは世襲権獲得後、世襲農場の査定額を700ターラーと「彼らの間で定めた」が、「それでやって行ける者はいなかった」のでアムトは後にそれを300ターラーまで引き下げている<sup>112)</sup>。

ヴストラウの農場保有者たちは、比較的少額の財産しか持たなかったために、また1819年まで一貫してラッシーテンにとどまったために、もともと遺産分与の負担はマンカーに比して著しく小さかった。しかしそれにもかかわらず、ヴストラウのゲーツヘルは共同相続人の権利をさらに制限した。同村では、共同相続人は農場相続人に対し、現金による遺産分与や相続分を担保とした利払いを請求することを許されていなかったし、また、既婚者に結婚式の贈り物として支給された財貨を独身者が父の遺産から要求するという周囲に一般的に広まっていた権利もウルバリウムの中で明確

109) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16481.

110) BLHA, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, IIID. 17105.

111) BLHA, Pr. Br. Rep. 6E, Amtsgericht Neuruppin, Grund- und Hypothekenakten Manker, Bd. 1, Bl. 16, fol. 6.

112) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16495, fol. 1.

に排除されていたのである。農場の経営状態を良好に維持しようとするグーツヘルの利害関心はこのように「一子相続制を最高度に一面的なものにしたのである。」<sup>113)</sup>

農場経営維持のために共同相続人の要求を極力抑えようという領主や農家の意図は、農場の非相続権者のために農場の一面にビュドナー家屋が建設される場合にも明瞭に見て取れる。例えば1802年にアムト村落ケニヒシュテットの農民シュナイダーの寡婦が、耕地の中の「砂地の一面」に位置する1モルゲンの庭地とともに、ビュドナー家屋を娘夫婦に世襲的に譲渡したいとアムトに願い出た時、アムトは、「その[……]小地片がなくても農場が十分に地代を給付できる良好な状態にとどまること」、そして「娘夫婦が寡婦に納める1ターラーの地代が十分な補償になる」ことを確認した上で初めてその申し出に同意した<sup>114)</sup>。1796年、クロスターハイデの農民ガールマッターの寡婦が「手仕事のみすばらしい暮らしをしている」娘夫婦の「暮らし向きをよくしてやるために」、農場の一面にある小地片を娘に持参財代わりに譲渡しようとした時、彼女はその一面が「種や収穫物の大部分が家畜によって踏み荒らされてしまうため、特別の見張りをつけなければ大して役に立たない」土地であることを強調している。彼女は「子供に対する情」を、農場の利益に従属させることで当局の承認を得ようとしたのである<sup>115)</sup>。そしてリヒテンベルクの農民ベーレントの寡婦が次男のために農場の一面に家屋を建設した時には、当局は、その家屋建設により、火災発生時に飛び火を防ぐはずの間隙が塞がれてしまったことを根拠に、1805年、その家屋の取り壊しを命じている<sup>116)</sup>。領主は農民経済を一気に破滅させる火事を恐れたのである。

113) Brinkmann, Wustrau, S. 108.

114) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16486.

115) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16538, fol. 1.

116) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16542.

共同相続人はもちろん、自らの取り分が農場ないし農場相続人の利益のために犠牲にされることを直ちに承認したわけではない。実際ヴストラウの農民ヨアヒム・ブルンネマンが1817年、農場を実の娘に譲渡しようとした時には、継子クリストフ・アンドレアス・エルドマン・シェーンホルツが自らの相続権を主張したため、100ターラーを贈与して事を収めざるを得なかったという<sup>117)</sup>。

しかし他方でマンカーの次の事例は、農場相続人と共同相続人とを農場経営の維持のために協働させる契機が存在していたことを示している。マンカーでは1724年、農民ヨアヒム・ビッケルの死後、その兄弟姉妹5名が子供のなかったヨアヒムの妻の農場継承に意義を申し立て、彼ら5名のうち未婚のマリアによる農場継承を主張しているが、その際、彼らの思惑は次のようなものであった。つまり彼らは、マリアが働き者でありまた「相当金持ちの」結婚相手を見つけたために「農場を常に良好な状態に保つことができ」、その結果「我々兄弟姉妹が、将来国王陛下のために兵士として勤めることができなくなったり、また窮乏化したり年老いた時に、避難所(Retirade und Zuflucht)を見つけることができる」と考えていたのである<sup>118)</sup>。このことの具体的な意味内容についてはさしあたり不明であり、今後検討が必要であるが、いずれにせよ共同相続人も、経営が良好に維持され、農場が一族の中で代々継承されて行くことに関して一定の利害を共有していたことが窺われる。

またそのことと関連して、領主や農場相続人の側が、一方で共同相続人の相続分を制限しつつ、他方で一度取り決められた相続分の支給が確実に履行されるよう十分な配慮を行っていたことも興味深い。例えばダリッツでは、第一夫ヴォルフとの間に3人の、第二夫ブリッツコウとの間に1人の子供を儲けた世襲農民婦人アンナ・ドロテアが、第二夫の死後1803年、

117) GStAPK, Pr. Br. Rep. 37, Abt. IV, Nr. 53.

118) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 289, fol. 57f.

第三子までの相続分が農場を担保として保証されているのに対し、第四子の相続分には農場の抵当保証がないとし、その抵当設定の許可を求めている。それに対し当局は、農場への抵当設定は法的にもはや不可能であるとした上で、すでに第三子までの相続分約258ターラーが債務としてこの農場に存在するために、第四子の相続分に対する「保証が十分ではないと見なし」、寡婦に対し「その手のうちにある150ターラー以上の債権証書を後見的管財のためにアムト司法局に引き渡すよう」求めたのであった<sup>119)</sup>。

#### 4.1.4. 隠居分の設定

親が子供に農場を譲り、農場経営から引退すると、遺産が分割されるとともに隠居分 (Altenteil) が設定された。ヴストラウのウルバリウムは当地の隠居分の内容について正確な知識を与えてくれる。ヴストラウでは土地保有規模のいかんを問わずあらゆる農民・コッセーテン農場において、隠居分はまず次のものを含んでいた。すなわち、隠居用住居ないし—それが存在しない場合には—暖房と明かりのついた屋敷内の寝室、採草地の一面に存在する360平方フース [約37.5m<sup>2</sup>] の庭地、飼料付の雌牛1頭か、または半年当たり12プント [6 kg] のバター及び1ショック [60塊] のチーズ、年間1シェッフェルの匹割り燕麦及び4メッツェンの乾燥果実。それに加え、保有フーフエ数に比例して次のものが支給された。すなわち、2フーフエ農場では年間ライ麦8シェッフェル、大麦4シェッフェル、エンドウ½シェッフェル、塩¼シェッフェル、¼シェッフェルの亜麻の栽培用地、肥育された豚1頭か現金5ターラー、及びガチョウ1羽が、1フーフエのコッセーテン農場ではその半分が支給されたのである。衣服の材料を得るために、2フーフエ農場では隠居は1人当たり羊2頭を無料で放牧し、なおかつそれに無料で飼料を与えることができ、コッセーテン農場では1人当たり2プント [1 kg] の羊毛が支給された。住居、庭地、乳製品及

119) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16480.

び羊毛以外のすべての品目は、独り者の隠居には半分だけ支給された<sup>120)</sup>。マンカーにおける隠居分の規定がいかなるものであったかは不明であるが、次の事実から、同村の隠居分がヴストラウのそれよりも豊富であったと推察される。つまり、1フーフエ農場の隠居ハンス・データーは、鰥夫として1人で年間ライ麦6シェッフェル、大麦3シェッフェル、燕麦1シェッフェル、小麦とエンドウをそれぞれ½シェッフェルを受け取ったが、これはヴストラウの2フーフエ農場の隠居が夫婦で受け取る穀物の4分の3以上に匹敵したのである<sup>121)</sup>。

隠居分の支給は農場にとって大きな負担となったため、領主はとりわけ「不利な条件の下にある」村落においてその制限を試みた。まず1790年に公布された「王領地アムトにおける農民農場の相続に関する規定」においては農場保有者の再婚相手の隠居分請求権が排除されており<sup>122)</sup>、アムト・アルト・ルピンはこの規定を特に経営状態の良くないラッシーテン農場に適用した。一方、シュートルベックの農民ベルナーの寡婦が1806年、再婚相手に対する隠居分設定の許可を求めた時、この農場が1777年以前に世襲化した「旧世襲農場」であるという理由で要求が認められたことから、アムト領内の世襲農民にはこの規定は適用されなかったものと思われる<sup>123)</sup>。

さらに農場経営が苦しい場合、領主はそのつど個別的に隠居分を削減するよう努めた。ヴストラウの農民ゴットフリード・ミュラーが1794年、多額の債務を抱えたまま農場を息子ハンス・ヨアヒムに譲り渡した時、「仲の悪い」父と義母が離婚した場合の隠居分支給の方法が問題となったが、その際、家産裁判所は相続調停文書に次のような注記を付している。「父

120) Brinkmann, Wustrau, S. 109f.

121) BLHA, Pr. Br. Rep. 6E, Amtsgericht Neuruppin, Grund- und Hypothekenakten Manker, Bd. 2, Bl. 63, fol. 10.

122) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 302, fol. 59-61.

123) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16509.

親が息子の支給する食事で我慢すれば隠居分の半分が浮き、義母はウルバリウムに定められた隠居分のもう半分だけを受け取ることになる<sup>124)</sup>。実際ヴストラウのウルバリウムは、上記の隠居分の全体を食事の支給で代替することを認めていたのである。またヴストラウの隠居人は完全に労働から解放されたわけでは決してなく、領主の農場で、週1日の手賦役を食事付きで、2週に1日の手賦役を食事なしで行わねばならなかった<sup>125)</sup>。アムト村落クラーツでは1791年、ゴットフリード・クラウゼが、非常に劣悪な経営状態にある父のコッセーテン農場の相続を申請しているが、その時、アムトは、老いた両親の扶養がゴットフリードにとって余りにも負担であるために、彼らを村落貧民として共同体で扶養するよう提案している。もっとも当局は当初、この隠居を扶養できるだけの財産を持つ後任をゴットフリードの代わりに募っていたのであり、この措置は後任募集に失敗したために当局がやむを得ず講じた次善の策なのであった<sup>126)</sup>。

しかし以上のような、それ自体、農場経営の維持を目的として講ぜられた隠居分制限措置が、しばしば農場経営に対し負の作用を及ぼすこともあった。まず第一に、隠居分の制限が農場への嫁入り・婿入りの意欲を殺ぎ、その結果、農場相続人の「有利な」結婚にとって障害となることがあった。ダーバーゴッツの農民兼居酒屋の主人クリスティアン・ブッシュウの寡婦は1806年、アムトが彼女の婚約者に対する隠居分設定を認めなかったことに対し次のように陳情した。「それによって、私の婚約者が婚約を解消してしまっただけでなく、結婚する気のある男たちが皆後込みしてしまったのです。それは誰だって、老後の隠居分を当てにできぬまま、ただでさえ立ち行かなくなっている経営を、そんな短い期間 [17年間] に限って引き受けることなどできないですし、またそうしようなどとは思わないですか

124) GStAPK, Pr. Br. Rep. 37, Wustrau, Abt. IV, Nr. 44, Bd. 1, fol. 111.

125) Brinkmann, Wustrau, S. 109f.

126) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16488.

ら」<sup>127)</sup>。同じくダーバーゴッツにおいて、鰥夫の農民クリスティアン・ブッシュォウが1791年、再婚相手のために隠居分設定の許可を申請した時には、アムトは「この申請がもっともであると納得している」。なぜなら再婚相手に隠居分が認められぬ場合、「この鰥夫は、彼の死後、恐らく1人ないし2, 3人の子供を連れて隠居分のない農場を飛び出し、手仕事で生計を立てるかあるいは乞食になって国中をあてもなく放浪してもかまわないという結婚相手を探し出さなければならず、それゆえ、自らの心の赴くままに、また経営上の必要に従って結婚するための選択の自由を奪われてしまう」からであった<sup>128)</sup>。

また、隠居分が不十分な場合、農民の寡婦が夫の死後、夫の相続人となることを拒否し、農場に人材不足が生ずることもあった。ヴストラウには、農民の寡婦が家産裁判所で「夫の相続人になるつもりはない」と供述し、自らの持参財を取り戻した事例が幾つか見られる<sup>129)</sup>。例えば農民クリストフ・パンコウの寡婦は1800年、それにより隠居分請求権が消滅してしまうこと<sup>130)</sup>を承知の上で、自らの持参財を持って他村に嫁入りしてしまった。その際、パンコウ家の財産は僅か200ターラー、寡婦の持参財は約130ターラー相当であった。寡婦は恐らく、夫の農場を継承したとしても十分な隠居分が望めないために、130ターラーを持参してより条件の良い農場に嫁入りした方が有利と判断したのだろう<sup>131)</sup>。あるいは彼女は婿取りが困難なために余所への嫁入りの道を選んだのかも知れない。いずれにせよ、とりわけ自然・保有条件の不利な農場において隠居分の制限の結果生じた人材不足はこのように、「有能な」農場相続人の確保にとって重大な障害

127) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16479.

128) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16478, fol. 2.

129) GStAPK, Pr. Br. Rep. 37, Wustrau, Abt. IV, Nr. 44, Bd. 1, fol. 244, fol. 273. u.a.

130) Brinkmann, Wustrau, S. 110.

131) Ebenda, fol. 273f.

を成したのである。

## 4.2. 婚姻

### 4.2.1. 結婚と持参財

#### 4.2.1.1. 通婚圏

農場の継承とともに農場相続人は結婚し、その後場合によっては再婚する。その際、結婚相手の選定は農場経営にとって多大な意味を有した。なぜなら結婚相手は農場の不可欠の労働力を構成したばかりでなく、その持参財は経営の盛衰に決定的な影響を及ぼしたからである。従って領主は、臣民が「だらしない」「怠惰で」「労働能力のない」女性との結婚の許可を求めてきた場合、それを拒否する権限を有し<sup>132)</sup>、またすでに見た通り、妻の持参財が少額であるために農場経営維持の困難な者に対しては、農場相続を許可せぬ権限を保持した。それゆえ農民は一般的に、十分な持参財をもたらず働き者の妻を望んだ。実際、上述のシュルツェンドルフにおける相続紛争の折、養父農民フライから一度は農場相続人に予定され、後に養母の意に沿わぬ相手と結婚したために相続権を剥奪されたハインリッヒ・ロレは、当局に対し次のように供述している。「フライは私に自由な嫁選びを認めました。とはいえ世の常に従い、それなりの金を持っているか、また働き者の娘であるかという点に気を配った上でのことですが<sup>133)</sup>。そしてロレは相続権の回復を求めて次のように主張した。「[養母によって嫁に指定された] ブーダーの娘たちは誰一人として財産がなく、また働き者でもないのです、私は別のもっと有能な女性と結婚したのです。妻の両親の死後、私と妻は即座に250ターラーを手に入れることができ、農場を助け起こすことができるのです」、と<sup>134)</sup>。もちろん、女子相続人の下に婿入り

132) ALR, 2. Teil, 7. Titel, § 164.

133) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16504, fol. 1f.

134) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16504,

する男子にも十分な持参財と、農業者としての身体的適正及び十分な経験が求められ、さもないれば農場の継承は認められなかった。そして以上のような結婚相手の選定における基本的な傾向は、農民と同様、農場保有者として農場維持の能力を求められていたコッセーテンにも見られた。

こうしてとりわけ高額の持参財の獲得が求められる中で、マンカーとヴストラウの農民・コッセーテンもまた、比較的富裕な家から嫁娶をとるよう努めている。その結果、両村において共通に、農場保有者は多くの場合農場保有者同士で、土地なし層は多くの場合土地なし層同士で結婚するという、いわば通婚圏の分裂が見られたのである（表3）。

しかしこのような共通の傾向が確認される一方で、マンカーとヴストラウの間には農民の結婚相手の選定のあり方に看過し得ぬ相違が存在した（表3a）。まず第一に、マンカーの農民の婚姻関係には、彼らの市場との強い結びつきが反映していた。つまりマンカーの農民農場に嫁入り・婿入りする者の中には、例えば、ベルレベルクのビール醸造業者の娘、ベルリン出身の「ビール醸造業者の下男」、オラーニエンブルクの肉屋の息子など都市出身者の顔ぶれがあったのであり、これはヴストラウには見られぬ特徴であった。マンカーの農民は恐らく大麦の販売によってビール醸造業者と、肥育雄牛の売却を通じて肉屋と密接な関係を築いたのであろう。

第二に、マンカーの農民の通婚圏が極めて封鎖的であったことが注目し得る。まず、ヴストラウの農民がコッセーテンの娘のみならずしばしば土地なし層の娘とも結婚したのに対し、マンカーの農民はその通婚圏を極めて厳格に下層民から閉ざした。そして農民の娘や息子であっても、マンカーの農場に嫁入り・婿入りできるのはある特定の農家の出身者に限られていた。1693年から1820年の間にマンカーの農民農場に嫁入りした農民の娘のうち約60%が村内の農家の出身であった。これはヴストラウと比べて著しく強い「族内婚」の傾向であった。さらにこの期間にマンカーの農民

農場・財産・家族 1700—1820年

表3 村民の結婚相手（マンカー：1693—1820年，ヴストラウ：1744—1820年）

a. 農民農場に嫁入り・婿入りした者の出自

嫁

父親の身分／出生地	マンカー 1693-1820			ヴストラウ 1744-1820		
	マンカー	余所	計	ヴストラウ	余所	計
騎士領借地人	-	1	1	-	-	-
農民	35	24 (ルージュカ5)	59	4	8	12
コッセーテン	-	3	3	2	3	5
ビュドナー	-	-	-	-	-	-
土地なし層	1	-	1	5	3	8
都市住民	-	1	1	-	-	-
その他	1	1	2	-	1	1
計	37	30	67	11	15	26

婿

父親の身分／出生地	マンカー 1693-1820			ヴストラウ 1801-1820		
	マンカー	余所	計	ヴストラウ	余所	計
農民	8	10 (ルージュカ4)	18	1	3	4
コッセーテン	-	-	-	-	-	-
ビュドナー	-	-	-	-	-	-
土地なし層	1	-	1	1	-	1
都市住民	-	4	4	-	-	-
計	9	14	23	2	3	5

b. コッセーテン農場に嫁入り・婿入りした者の出自

嫁

父親の身分／出生地	マンカー 1693-1820			ヴストラウ 1744-1820		
	マンカー	余所	計	ヴストラウ	余所	計
農民	2	4	6	2	2	4
コッセーテン	-	3	3	3	-	3
ビュドナー	-	-	-	1	-	1
土地なし層	-	1	1	2	-	2
計	2	8	10	8	2	10

婿

父親の身分／出生地	マンカー 1693-1820			ヴストラウ 1801-1820		
	マンカー	余所	計	ヴストラウ	余所	計
農民	2	1	3	-	1	1
コッセーテン	1	3	4	-	-	-
ビュドナー	-	-	-	-	-	-
土地なし層	1	-	1	-	-	-
計	4	4	8	-	1	1

c. 土地なし層の嫁の出自

父親の身分／出生地	マンカー 1693-1820			ヴストラウ 1744-1820		
	マンカー	余所	計	ヴストラウ	余所	計
農民	14	15	29	11	7	18
コッセーテン	2	3	5	3	3	6
ビュドナー	-	2	2	-	1	1
土地なし層	21	41	62	33	26	59
都市住民	-	9	9	-	4	4
その他	-	9	9	-	3	3
計	37	79	116	47	44	91

資料：Pfarrarchiv Manker, Kirchenbücher; Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

註：1. 当該時期における婚姻件数は、マンカー及びヴストラウにおいて、農民141件及び51件、コッセーテン24件及び20件、土地なし層136件及び110件であった。新郎・新婦の出自に関する記載がない婚姻は除外されている。

2. ヴストラウの農民・コッセーテン農場に婿入りした者の出自は、1800年まで、当地の婚姻簿に婿の父の身分に関する記録がないため不明である。

農場には農民の娘24名がマンカーの外から嫁いできたが、そのうち5名はレージコウ出身であり、また農民の息子10名がマンカーの外から婿入りしたが、そのうち4名がやはりレージコウ出身であった。こうしてマンカーの農民はレージコウという特定の村の農民と特別緊密な婚姻関係を持っていたのであるが、これもヴストラウには見られない現象であった。

マンカーの農民が通婚圏を厳格に閉ざした主たる理由は、彼らが共同相続人に対する高額な持参財・相続分の支出を、妻からの持参財の獲得によってできる限り相殺しようとしたことにあると思われる。ここでは、リュエーダースドルフの世襲農民ルドルフ・ヘニングスが1791年、700ターラーにも及ぶ遺産分与から発生した莫大な債務を、農場相続人に予定した息子の妻の持参金で相殺しようとしたという上述の事例が想起されよう<sup>135)</sup>。

持参財は相続分と関連しつつ、原則として各兄弟姉妹に均等に分け与えられた。つまり遺産配分の際、まず既婚の兄弟姉妹がそれぞれ受け取った持参財の額が未婚の兄弟姉妹1人1人に割り当てられ、残りが改めて兄弟姉妹全員の間で均等に分割されたのである。

残された史料から知り得る限り、ヴストラウにおける持参財の最高額は、1808年に農民兼判事補であったヨハン・ヨアヒム・ブルンネマンが、娘アンナ・ドロテアをヴストラウで最も裕福な農民クリストフ・シェーンホルツの跡継ぎに嫁がせた時に用意した400ターラーであった<sup>136)</sup>。しかしこれはむしろ例外的な事例であり、ヴストラウでは1800年頃、70—130ターラー程度の持参財であっても比較的高額の部類に属した<sup>137)</sup>。一方、1790年、242ターラー相当の財産を遺した農民クリスティアン・カリンは家産裁判所で、3人の娘の結婚に際し、それぞれベット1つ、枕2つ、及び敷布2枚のほか「何らの支度もしてやらなかった」と供述している。娘たち

135) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16495.

136) GStAPK, Pr. Br. Rep. 37, Wustrau, Abt. IV, Nr. 49, fol. 2.

137) GStAPK, Pr. Br. Rep. 37, Wustrau, Abt. IV, Nr. 44, Bd. 1, fol. 122, 274, 292.

は後によく相続分38ターラー相当を受け取っただけであった<sup>138)</sup>。ヴストラウの農家において242ターラー相当の財産が18世紀の第三四半世紀までなお比較的高額のものであり、100ターラー以下の財産しか遺さない農民が少なくなかったとすれば、この時期、カリン家のようにささやかな嫁入り支度しかしない農家がむしろ一般的であったと推測される。

一方、マンカーの農家の持参財に関して言えば、残された記録がごく少数であるにもかかわらず、1764年の世襲権獲得以後の時期について、900ターラーにも及ぶ持参金の出入を2件も確認し得る。1807年、マンカーでヨハン・データーの2子、兄ヨハン・カールと妹アンナ・カロリーネ・ドロテア・フリードリケに割り当てられた相続分、各917ターラーは、同時に彼らの将来の持参財でもあった<sup>139)</sup>。また1826年1月27日、ヴィルトベルクの「所有者兼食料品商」クリスティアン・ハインリッヒ・ベームがマンカーの農民の寡婦、レギーナ・ドロテア・ゴットリーベ・ロイターの下に婿入りした時、彼は「900ターラーの現金資本をその農場にもたらし、経営を大いに助けた」<sup>140)</sup>。一方、1776年、農場の継承に際して300ターラーというマンカーで最も低い額の遺産を遺すにとどまったドレーツ家においてさえ、5人の兄弟姉妹はそれぞれ100ターラー相当の持参財を受け取っていた<sup>141)</sup>。

マンカーの農家が支給する持参財は、1764年の世襲権獲得以前においても比較的高額であった。例えば1フーフエ農ヨルゲス・ドレーツは17世紀末、娘と息子の結婚に際し、それぞれ通常の家具・日用品のほか現金20ターラー、雄牛1頭、雌牛1頭、羊10頭、ビール4トネ [約450リットル]、小麦1シェッフエル、ライ麦3シェッフエル、粟¼シェッフエル、塩¼シ

138) Ebenda, fol. 72.

139) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 251.

140) Pfarrarchiv Manker, Spezialia X, Manker, Verschiedene Denkwürdigkeiten 1769-1847.

141) BLHA, Pr. Br. Rep. 6E, Amtsgericht Neuruppin, Grund- und Hypothekenakten Manker, Bd. 1, Bl. 16, fol. 7.

エッフェル、及び12ターラーの礼服、締めて86ターラー22グロッシェン相当を支度してやった。さらにこの子供たちは後に相続分として34ターラーずつを受け取ることができた<sup>142)</sup>。マンカーの1フーフエ農が18世紀末に保有していた家畜の数がおよそ馬3頭、雄牛2頭、雌牛5頭、子牛か子馬1頭、羊28頭、豚3頭であるから<sup>143)</sup>、ドレーツは子供たちの門出の餞として、農業経営に必要な家畜のかなりの部分を贈ったことになる。

マンカーの農民は共同相続人に対するかくも莫大な持参財支給を相殺するために、彼らと経済的・法的に同水準の農家の娘を嫁に迎えることに大きな関心を寄せざるを得なかった<sup>144)</sup>。まさしくそれゆえに彼らはマンカーの農家の間で「族内婚」を行ったのだろうし、またマンカーとレージコウの農民が特別緊密な婚姻関係を築いたのも両者が高い経済的・法的な地位を共有していたからであろう。レージコウ農民の耕地は1687年においてすでに播種量の6—7倍の穀物の収穫を約束し、また彼らの採草地は毎年12—15フーダーという非常に豊かな干草を生み出したという<sup>145)</sup>。レージコウの農民の法的地位をすべて確定することはできないが、マンカーの教区簿冊に散見される記録による限り、彼らは少なくとも部分的に「自由農民 (Freibauern)」であった。そして1931年にレージコウ出身の学校教頭ゲルスが著した郷土史的叙述は、当地の農民が周囲の村落の農民に対していわば貴族的な自意識を持って接していたことを示している。この叙述は恐らく19世紀のレージコウ農民の姿を描写したものと思われるが、興味深いので引用してみよう。

「レージコウの農民はかつてその辺りの全域において、高慢であること

142) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 289, fol. 46-50.

143) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 115, fol. 85; BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16628, fol. 110.

144) このような傾向はハルニッシュェによって、ノイホラントの富裕な世襲農民たちにも、明瞭に検出されている。Harnisch, Agrar- und sozialgeschichtliche Aspekte, S. 279f.

145) Historisches Ortslexikon für Brandenburg, Teil II Ruppin, S. 140.

で有名であった。彼らの教養は周囲から抜きん出ていた。彼らは余所者に対しては高地ドイツ語で話しかけ、都市風の衣服を身にまとった。例えば、黒いピロードの襟の付いた明るい灰色の夏用のコートが流行り出した時には、若者たちもそれを身にまとっていた。猛暑にもかかわらず彼らは新しい服を着込み、小さなステッキを片手に近隣の村々に散歩に出かけた。[……] フェルグラーフの居酒屋でしばしば皆陽気に騒いだ。そこではバイリッシュ・ピアと言う名の苦みのあるビールが効果を発揮したが、彼らが泥酔したという話は聞いたことがない。彼らは愉快的連中で社交を愛した。平日にも一団が居酒屋に姿を現し、畑に出かけるかわりにそこにどっかりと腰をおろした。これは周囲の村の者には理解できないことだった。隣村のフィーヒェルからレージコウに婿入りしたある農民は思った。『そんなことは一緒にできない』と<sup>146)</sup>。

このような自意識をレージコウとマンカーの農民たちは、緊密な婚姻関係を基礎として共有していたのかも知れない。こうしてそれ自体封鎖的な農民身分の内部に、さらに抜きん出て富裕な人々の貴族的な「カースト」が存在したのである<sup>147)</sup>。

ヴストラウの農民農場の相続人も多くの場合、農民の娘や息子を結婚相手としたが、共同相続人に支給する持参財や相続分が比較的少額であったために、特定の農民家族との緊密な婚姻関係に自らを拘束する必要がなく、それゆえしばしば下層民とも縁組を行った。そしてそもそもヴストラウでは、農民と下層民の財産の間にそれほど差がなかった。同村のコッセーテンの財産は1767年までは大抵100ターラーを下回ったが、18世紀末にはお

146) H. Görs, „Mein Heimatdorf“, in: Ruppiner Kreiskalender 21 (1951), S. 40.

147) ルビン地方ではこのほかスイス人植民村落の農民同士も排他的な通婚圏を形成している。彼らは、ルター派が支配的なルビン地方においてカルヴァン派の信仰を持つ余所者として孤立し、それゆえこうした傾向が生まれた。Dorf=Sippenbuch Storbeck, Kreis Ruppın, Kunmark, herausg. und bearb. vom Verein für bäuerliche Sippenkunde und bäuerliches Wappenwesen e. V. (= Die Ahnen des deutschen Volkes 26), Goslar 1939, S. 12f.

よそ200—350ターラーに達し、部分的に農民の財産に匹敵した。またコッセテン以外の下層民も時として農民に匹敵するかあるいは農民を上回る財産を遺す場合があった。例えば鍛冶屋のエンゲルは1772年に320ターラーの財産を残し、この時期の農民の財産の最高水準に並んだし、また羊飼のエルドマン・ミスナーは1799年、437ターラーの現金を含む820ターラー相当の財産を残し、農民以上の財産を誇っている。もっとも日傭取りの財産は10—30ターラー程度にとどまる場合が多く、クリスティアン・フリードリヒ・ケムニッツが1798年に遺した100ターラーの現金を含む157ターラー相当の遺産が、他を引き離した最高額の財産であった<sup>148)</sup>。しかし他方で、ヴストラウの農民たちの通婚圏が比較的開放的であった理由は、彼らが結婚相手の選定を有利な形で進めることができなかったことにも求められよう。ヴストラウの農民農場では少なくとも18世紀末に至るまで経営が苦しく、従って隠居分保証も不十分であったために、そこに嫁入り・婿入りしようとする者は少なかったと思われる。

#### 4.2.1.2. 二重婚礼

ところでマンカーの農民が、流出する高額持参財を補充するのにいかに急であったかということが、同村において広く見られた「二重婚礼(Doppelhochzeit)」という習俗の中に見事に現れている<sup>149)</sup>。二重婚礼とはさしあたり、2組の新郎・新婦が同じ日に挙げる結婚式のことである。1693年から1820年の間にマンカーでは合計28件の二重婚礼と1件の三重婚礼がとり行われ、うち22件に村長を含めたマンカー農民の家族が関与した。

そのうちの15件の二重婚礼においては、2軒の農民の家の間で、農場相続人に嫁入りないし婿入りする者同士の「交換」(類型1)が行われた。そ

148) Pfarrarchiv Wustrau, Das Dorf Wustrau; GStAPK, Pr. Br. Rep. 37, Wustrau Abt. IV, Nr. 44, Bd. 1.

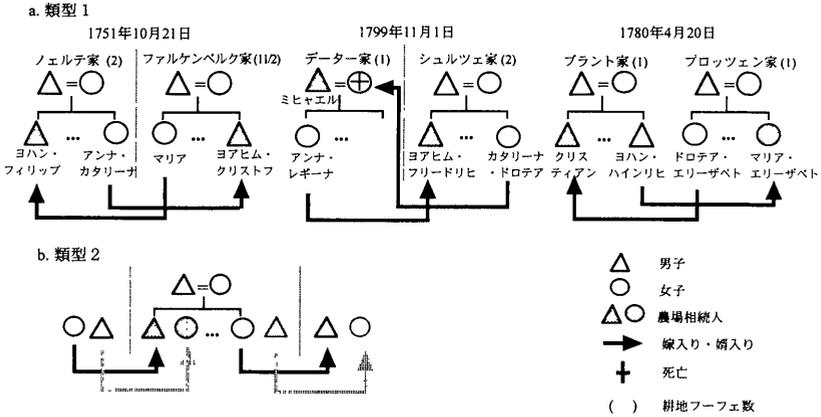
149) 以下の二重婚礼に関する叙述はマンカーとヴストラウの教区簿冊に基づく。

のうち10件においては、2名の農場相続人が互いにその姉妹か娘を「交換」しあっている。例えば1751年10月21日、マンカーの2フーフエ農ノエルテ家と同村の1½フーフエ農ファルケンベルク家との間で二重婚礼がとり行われたが、その際、農場相続人に予定されたヨハン・フィリップ・ノエルテはやはり農場相続人に予定されたヨアヒム・クリストフ・ファルケンベルクの姉マリアと結婚し、一方ヨアヒム・クリストフ・ファルケンベルクはヨハン・フィリップ・ノエルテの妹アンナ・カタリーナを妻に迎えている。また1799年11月1日、妻に先立たれた1フーフエ農ミヒヤエル・データーが2フーフエ農場の相続人に予定されたヨアヒム・フリードリヒ・シュルツェの妹カタリーナ・ドロテアと再婚したその日に、ヨアヒム・フリードリヒ・シュルツェはミヒヤエル・データーの娘アンナ・レギーナと結婚したのである。残りの5件においては、男子及び女子の農場相続人がそれぞれ姉妹ないし兄弟を嫁ないし婿として「交換」した。例えばマンカーの1フーフエ農クリスティアン・ブラントは1780年4月20日にドロテア・エリーザベト・プロッツェンと結婚したが、1フーフエ農場の相続人であるその妹マリア・エリーザベト・プロッツェンは同じ日に、クリスティアンの弟ヨハン・ハインリッヒ・ブラントを婿に迎えている（図2a）。そしてこのような「交換」はマンカーの農家同士で7度、マンカーの農家とレージコウなど他村の農家との間で8度行われた。こうした結婚戦略を用いることによって2軒の農家は相互に高額の持参財の支出を、少なくとも部分的に、しかも即座に相殺することができたのであり、その意味でこれは、同等の経済力を持つ家同士の相互協力に基づく、経営・財産保護の戦略と解釈し得よう<sup>150)</sup>。

マンカーの農民家族が関与した二重婚礼のうち他の2件は、ある農家が

150) この解釈については、Jürgen Schlumbohm, *Lebensläufe, Familien, Höfe. Die Bauern und Heuerleute des Osnabrückischen Kirchspiels Belm in proto-industrieller Zeit 1650-1860* (= Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte 110), Göttingen 1994, S. 430, を参照。

図2 マンカーにおける二重婚礼 (18世紀)



ある家から嫁か婿をとると同時に、その農家から1名が、別の家に嫁入らないし婿入りするという形態(類型2)をとった。具体的にこの2つの事例においては、マンカーの農民がいずれも他のマンカー農民の家から嫁をとり、その代わりに一方では妹がノイルピン市民の家に、他方では弟がマンカー農民の家に嫁入り・婿入りしている(図2b)。そしてこのタイプの二重婚礼においては、1軒の農家だけが持参財支出を即座に埋め合わせることができた。

マンカーの農家族の関与した二重婚礼はその他に5件あったが、これらは持参財の相殺を目的とするものではなかった(類型3)。

以上の考察から、農民が主として高額の持参財の支出を、少なくとも部分的に、しかも即座に相殺する目的で二重婚礼を行っていたことが確認されよう。そしてマンカーでは、1693年から1820年までの婚姻簿に記録された農民夫婦141組のうちの24組、つまり2割近くが、類型1ないし類型2の二重婚礼を通じて持参財の支出を相殺したことになる。またこの結婚戦略は、その期間を通じて満遍なく用いられ、農家族の二重婚礼のほぼ半数がすでに世襲権取得の前に挙行されていた。

因みにマンカーの1フーフエ農ヨアヒム・クリストフ・データーは1783年10月17日、死亡した兄クリスティアン・フリードリヒの妻と結婚しているが、これは当時キリスト教会によって禁じられていた近親結婚であったため<sup>151)</sup>、彼は「特免を申請し、それに2ターラー12グロッシェン、また世話料として10グロッシェンかかった」という<sup>152)</sup>。データー家は敢えてこの禁制の縁組みをとりまとめることでヨアヒム・クリストフへの持参財支給をくい止めようとしたのかも知れない。そしてそう考えれば、特免料など全く微々たるものであった。

マンカーでは農民家族だけでなくコッセーテン家族も4度、ヴィルトベルク及びクレンツリンの織布工家族、パルツォウの村長家族、ヴィルトベルクの農民家族との間に二重婚礼を挙行した。そしてそのすべてが農場相続人に嫁入り・婿入りする者同士の「交換」(類型1)であり、彼らも持参財支出の即時相殺を意図していたと推測される。マンカーのコッセーテンは年市での亜麻布取引や1764年の世襲権獲得などを通じてかなりの財産を形成しており、従って彼らの支出する持参財も比較的高額であったと思われる。

マンカーではその他に、亜麻布織工兼聖具室係のカーテルボウ家が類型2の二重婚礼を挙げ、また土地なし層2名がキュドウの聖具室係兼織布工ギーゼ家の二姉妹と同日に結婚している(類型3)。

一方ヴストラウでは、農民家族は1744年から1820年まで1度も二重婚礼

151) Kurzer Auszug aus den vornehmsten Königlichen Preußischen EDICTEN und Verordnungen der Chur=Marck Brandenburg, die etwa einem Inspectori, Prediger, Candidaten und andern zu wissen nötig seyn möchten. Nebst einem Anhang von Ehe=Sachen, Blut=Freundschaft und Schwägerschaft, der Sunodal=Wittwen=Casse, Confirmation der Kinder, Processen und Commissionen, Denen zum Dienst, so dergleichen nöthig haben, abgefasset von Johann Porst. 2. Edition. Berlin 1727, S. 132. キリスト教と近親結婚については、M. ミッテラウアー「キリスト教と同族婚」同『歴史人類学の家族研究—ヨーロッパ比較家族史の課題と方法—』、若尾他訳、新曜社、1994年、を参照。

152) Pfarrarchiv Manker, Kirchenbücher.

を挙げていない。そして土地なし層2名による類型3の二重婚礼1件を別とすれば、コッセーテン農場の相続人であるヨアヒム・クリスティアン・シェンベルクとハンス・ヨアヒム・ベンとが1794年10月17日、互いに姉妹を「交換」した(類型1)のが、ヴストラウにおける二重婚礼の唯一の事例であり、この時にもベンは間もなく離婚してしまったのである。ヴストラウの農家では持参財の負担が比較的軽微であったために、そのような結婚戦略に訴える差し迫った必要がなかったのだろう。

このように二重婚礼という習俗は、何よりもまず経済的・法的に高い地位にある農場主たちの間で展開した。そのことはノイホラントの富裕な世襲農民がやはり多数の二重婚礼を行ったことから確認できる<sup>153)</sup>。見通しのきく「結婚市場」で農場経営のリスクを最小限にとどめるためのこの戦略は、家族構成員に対する高額な持参財・相続分の支出を引き受けた富裕な世襲農場主にとって特別重要であったのである。

#### 4.2.1.3. 愛情と取引

二重婚礼のような人工的な縁組みがひとりだけで成立したのではなく、家と家との間でお膳立てされたであろうことは想像に難くない。それ以外の場合でも結婚は家政にとって決定的な意味を持ったので、農場保有者の縁組みは一般に当事者同士によってではなく家と家との間でととのえられた。シュルツェンドルフにおいて1790年、日傭取りのハインリッヒ・ロレが一度約束された養父の農場の継承権を剥奪された理由は、彼が養母の意に沿わぬ嫁を迎えたからであった<sup>154)</sup>。また農場相続人が妻を自由に選ぶことができた場合でも、彼らは花嫁自身と直接に婚約したわけではなく、むしろ花嫁の家との間で持参財の「取引」を行ったのである。上述のリューダースドルフの農場相続人ヨハン・クリスティアン・ヘニングが1791年、グ

153) Hamisch, Agrar- und sozialgeschichtliche Aspekte, S. 283.

154) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16504.

ラムベックの農民ベーレンの娘アンナ・エリーザベトとの縁談に漕ぎ着けた時、彼は彼女自身をではなく、彼に「その娘を嫁がせ、その際、嫁入り支度に、彼の父の借金すべてを返済するのに必要なだけの現金を持参させる」と約束した「友人」、農民ベーレンを「探し当てた」のであった。そもそもこの縁談は、後にアンナ・エリーザベトが他の何者かによって妊娠させられていたことが分かり、結局破談になっている<sup>155)</sup>。こうして農場保有者は自らの感情を度外視して結婚相手を選ばねばならなかった。あるいは感情自体が家の利害によって方向づけられていたのかも知れない。

このことはさらに次の事実によっても傍証される。つまり、土地なし層の妻の非常に多くが夫との婚前の性交渉で子供を宿していたのに対し、農民やコッセーテンら農場保有者の妻の場合、マンカーであれヴストラウであれそのような事態はむしろ例外であったという事実によってである(表4)。土地なし層が比較的自由に結婚相手を選ぶことができたのは、彼らが農場や財産の保護という家の利害に拘束されることがほとんどなかったからだろう。また土地なし層が農家の出身である場合でも、彼らは農場の

表4 夫との婚前交渉により妊娠した妻の割合 (マンカー：1729—1820年、  
ヴストラウ：1744—1820年)

夫の身分	マンカー 1729-1820		ヴストラウ 1744-1820	
農民	4/100	4.0 %	3/51	5.9 %
コッセーテン	1/20	5.0 %	1/19	5.3 %
土地なし層	52/129	40.3 %	26/112	23.2 %

資料：Pfarrarchiv Manker, Kirchenbücher; Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

註：提示された数値は、初婚・再婚の新婦総数に対して、夫との婚前交渉により妊娠していた新婦の数が占める割合である。マンカーの婚姻簿には1729年以降、夫との婚前交渉についての注記がある。一方ヴストラウの婚姻簿においてはそのような注記が不完全であるため、結婚後8か月以内に第一子を出産した新婦を、婚前に妊娠した者として数えた。ヴストラウにおいて婚前に妊娠した新婦の実際の割合は、特に移動性の高い土地なし層の場合、提示された値よりも高い可能性がある。なぜなら、ヴストラウの数値には、結婚前に第一子をヴストラウの外で出産した新婦や、他所に移住した後に第一子を出産した新婦が含まれていないからである。

155) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16495, fol. 1.

表5 村民の初婚年齢（マンカー：1693—1820年，ヴストラウ：1744—1820年）

初婚年齢	マンカー						ヴストラウ					
	農民		コッセーテン		土地なし層		農民		コッセーテン		土地なし層	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
-19	2	23	2	2	-	3	1	4	2	1	2	1
20-24	28	46	6	4	11	25	8	14	1	5	13	33
25-29	27	23	5	8	30	26	12	6	4	2	22	23
30-34	23	6	5	4	16	10	9	4	4	-	10	8
35-39	10	2	-	2	7	8	6	2	1	-	3	3
40-	3	-	-	-	6	3	2	1	1	-	5	5
平均初婚年齢	28.2	23.0	25.8	26.1	30.4	27.5	29.1	25.5	29.4	22.9	29.2	26.7

資料：Pfarrarchiv Manker, Kirchenbücher; Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

註：平均初婚年齢以外の個々の数値は、該当者の人数を示している。

非相続権者として早々に親元を離れて奉公に出ることが多く、その分結婚相手の選定における自主性が高まった<sup>156)</sup>。もっとも次に見るように土地なし層の初婚年齢は農場保有者のそれよりもやや高く（表5）、このことが彼らの婚前交渉の割合を高め得たことも事実である。

#### 4.2.2. 結婚年齢

以上のように農場相続人は結婚相手の選定に際して、農場経営維持の目的のために個人的な感情を犠牲にしなければならなかったわけであるが、彼らはさらに男子の場合、不分割の農場を親から譲り受け結婚するまでかなり長い間待たねばならなかった。そして領主が農場を継承する男子に農業者としての十分な経験を求めたことは、この傾向をさらに強めた。例えばリュースドルフの農民ルドルフ・ヘニングが1791年、23歳になる次男ヨハン・クリスティアンを跡継ぎにしようとした際、アムトはその息子の財産を農場継承のために十分であると判断していたにもかかわらず、軍事＝王領地財務庁に、彼が「若年である [……] にもかかわらずその父の農場の後継者となることを許可してよいか否か」決断を仰いでいる<sup>157)</sup>。

156) ミッテラウアー「ヨーロッパの家族形態」同『歴史人類学の家族研究』前掲訳書、28ページ。

157) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16495, fol. 2.

23歳のこの息子は当局の目から見れば農場相続人になるにはなお若過ぎたのである。実際マンカーのコッセーテンを除くと農民男子の平均初婚年齢はマンカーでもヴストラウでも概ね28, 29歳代と高く, 30歳を過ぎてからようやく結婚する者もかなり多かった(表5)。

ところでこのような晩婚の傾向は, 農民・コッセーテンら農場所有者のみならず土地なし層にも見られた。結婚相手を比較的自由に選ぶことのできた土地なし層も, 稼ぎ口を獲得し定住するに至るまで, 長らく独身の奉公人ととどまらざるをえなかったのである。そして独身の奉公人のまま一生を終える者も少なくなかった。

さらに, ここでは立ち入らないが, マンカーのコッセーテンを除くすべての階層において, 女子の初婚年齢が男子のそれよりも低かったことを付け加えておきたい。

#### 4.2.3. 再婚

マンカーでもヴストラウでも離婚は稀にしか起こらなかった。1693年から1820年までのマンカーの婚姻簿には, 2名の離婚歴のある女性がマンカーの土地なし層に嫁いできたことが記されているだけであり, それ以上離婚に関する記録はない。一方, ヴストラウの1744年から1820年の婚姻簿においても, 農民ゴットフリード・フロスト, コッセーテ, ハンス・ヨアヒム・ベン, 及び土地なし層2名の離婚のほか, 離婚歴のある土地なしの男子2名の再婚と, やはり離婚歴のある女子1名のヴストラウの土地なし家族への嫁入りが記録されているのみである。土地なし層において離婚の記録が比較的多かったことは, 彼らが相対的に自由に結婚相手を選定できたことと関係しているかも知れない。ともあれルピンの農村社会では離婚はむしろ例外的であったが, 他方で当時, 夫婦の寿命が比較的短かったため(表6), 結婚相手と若くして死別することがしばしばあった。

それでは農民の鰥夫・寡婦はどの位の頻度で, また妻や夫との死別後ど

表6 夫婦の平均寿命（マンカー：1693—1820年，ヴストラウ：1744—1820年）

		農 民	コッセーテン	土地なし層	全村民
マンカー	夫	62.9	57.8	61.0	61.6
	妻	57.5	60.9	59.3	57.6
ヴストラウ	夫	60.0	61.9	59.9	60.9
	妻	63.7	57.8	60.2	61.5

資料：Pfarrarchiv Manker, Kirchenbücher; Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

註：夫婦のみが対象であり，結婚せずに死亡した者は含まれていない。

表7 農民夫婦の死別と再婚（マンカー：1693—1820年，ヴストラウ：1744—1820年）

a. 鰥夫・寡婦における再婚者の割合

鰥夫・寡婦となった年齢	マンカー		ヴストラウ	
	鰥夫	寡婦	鰥夫	寡婦
20-29	5/5	8/10	0/1	3/3
30-39	9/9	8/9	3/3	1/4
40-49	11/12	4/11	6/6	1/2
50-59	3/9	1/11	2/2	0/3
60-	0/14	0/9	0/4	0/1
計	28/49	21/50	11/16	5/13

b. 死別と再婚との間の間隔

		0-3月	4-6月	7-9月	10-12月	13-24月	>24月
マンカー	鰥夫	3	19	2	2	3	-
	寡婦	-	1	5	4	10	2
ヴストラウ	鰥夫	6	3	1	-	-	1
	寡婦	-	2	3	3	-	-

資料：Pfarrarchiv Manker, Kirchenbücher; Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

註：1. ここでは農民の鰥夫・寡婦についての調査にとどめる。なぜなら，マンカーとヴストラウではコッセーテンの数が少なく，また土地なし層は移動が極めて激しかったために調査自体が不可能だからである。

2. ここで扱われる再婚とは，結婚相手との死別後，引き続きその農場にとどまる形での再婚であり，他の農場への嫁入り・婿入りという形での再婚は含まれない。

3. aについては，1818年1月1日までに鰥夫・寡婦となった者のみが対象とされた。

の位の間隔において再婚したのであろうか。まず彼らは，いわば自然の理に従って，歳をとればとるほど再婚を断念することが多くなっていった（表7a）。その際，50歳ないし40歳になる前に妻や夫と死別した鰥夫や寡婦はほぼ例外なく再婚しているが，それは主として彼らが労働力の補充を必要としたからだと思われる。例えばマンカーの農民兼居酒屋の主人フェターの寡婦が1791年，兵士ツァンダーとの再婚の許可を願い出たのは，最年長の子供が「なお9歳にも満たず」「1人で経営を切り盛りして行くことができなかった」ためであった<sup>158)</sup>。つまり農民やその妻は子供が成長

し親の助けになるまで婚姻状態を維持する必要があったのである。また年老いてもはや再婚など考えていなかった鰥夫や寡婦が労働力の不足を理由に再婚することもあった。ダーバーゴッツの鰥夫のラス農民クリスティアン・ブッシュォウは、妻に先立たれた後1人娘と2人で農場を切り盛りし、「歳をとっていたために再婚しようという考えを全く放棄していた」が、1791年、娘が嫁いでしまったために「2度目の結婚に踏み切ることを余儀なくされた」<sup>159)</sup>。

そしてアムト・アルト・ルピンの鑑定書によれば、上述のマンカー農民の寡婦フェターは、その「農場とそこからこぼれおちる国王の貢租とが害を受けることのないように」「急ぎ農場主を必要とした」という<sup>160)</sup>。実際マンカーでもヴストラウでも農民の鰥夫ないし寡婦は配偶者の死後極めて迅速に再婚しており、しばしば6カ月ないし9カ月の服喪期間<sup>161)</sup>が明けきる前に次の結婚生活に入っていた(表7b)。このように鰥夫・寡婦は夫婦間の実直さを犠牲にして、経済的な必要を優先させなければならなかったのである。マンカーよりもヴストラウにおいて死別から再婚までの期間がより短かったのは、ヴストラウの農家に賦役義務が課せられており、労働力の確保がより差し迫った課題であったからだと推測される。

近年、西部ドイツ地域に関して共通に確認されたのと同様<sup>162)</sup>、マンカーやヴストラウでも寡婦は鰥夫ほど頻繁に再婚せず、また鰥夫ほど急いで再婚しなかった(表7)。中でもヴストラウの寡婦は、婿取りを断念することが比較的多いように見受けられるが、これは彼女たちが死に別れた夫

158) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16497, fol. 1.

159) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16478, fol. 1.

160) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16497, fol. 4.

161) Kurzer Auszug, S. 112.

162) Schlumbohm, Lebensläufe, Familien, Höfe, S. 175.

の相続人になることを承服せず農場を去ることが少なくなかったという事情と関連している。寡婦の再婚に鰥夫の場合より長い時間がかかったのは、服喪期間が鰥夫より長かったからでもあろうが、さらに寡婦の再婚相手が軍役免除を受けるのに手間取ることが非常に多かったことがこの傾向を決定的に助長した<sup>163)</sup>。

### 4.3. 生殖行動

#### 4.3.1. 遺産分与と産児制限

子供の数とは、夫婦生活の自然の結果であるとともに、意識的に計画され得るものでもある。もっとも近世においていかなる産児制限の技術が使用可能であったかを知ることは非常に困難なのだが。ハルニッシュはノイホラントに関する歴史人口学的分析において、農民が世襲権獲得にともなう遺産分与負担の増大を契機に、次世代により良い条件で農場を譲り渡すという目的で産児制限を行ったかという問題について調査を行ったが、その結果、ノイホラントの農民に産児制限の兆候が全く見られなかったわけではないものの、子供の絶対数が非常に多かったという理由で、農場相続人の遺産分与負担の軽減が彼らの家族計画の主要な意図ではなかったという見解を暫定的に提示した<sup>164)</sup>。そして近世東エルベ・プロイセンの農村

163) Harnisch, *Bäuerliche Ökonomie und Mentalität*, S. 102f.

164) Harnisch, *Agrar- und sozialgeschichtliche Aspekte*, S. 275f.; こうした問題意識は、Ders., *Bevölkerung und Wirtschaft*, S. 78, にも現れている。因みにここで問題にされているのは、結婚期間内における産児制限であるが、そもそも出生数は結婚年齢によって根本的に規定されていることが看過されてはならない。ヘイナルが、レニングラード（現在の聖ペテルブルク）とトリエステとを結ぶ線の西側（西欧及び中欧）に、晩婚を特徴とする「ヨーロッパ的結婚類型」を検出したことは周知の通りであり（John Hajnal, *European marriage patterns in perspective*, in: D. V. Glass/D. E. C. Eversley (eds), *Population in history*, London 1965), プランデンブルクもこの地域に属している。因みに、西欧・中欧の農村と東欧の農村とにおける結婚類型の相違の諸要因に関して示唆的な論文として、M. ミッテラウアー「ヨーロッパの家族形態—異文化間の比較—」「ロシアおよび中欧の家族構造の比較」同『歴史人類学の家族研究』前掲訳書、肥前栄一「ロシアにおける土地問題の

に関しては、「家族復元法」に基づくその他の歴史人口学的調査が欠如しているため、ハルニツシュの見解はそのままに放置されている。そこで本稿では、この問題をさらに掘り下げて考察するために、1764年に世襲権を獲得し、ノイホラント農民と類似の法的地位の変化を経験したマンカー農民の生殖行動を、1819年までラッシーテンにとどまったヴストラウの農民のそれとの比較において検討することにしたい。さらに付随して、両者の相続財産にもともと大きな隔りがあったために彼らは当初から異なった生殖行動を展開したのではないか、また生殖行動は配分される家産の多寡に応じて階層ごとに異なっていたのではないか<sup>165)</sup>、といった問題も検討される。

まず、マンカーとヴストラウの村民の人口学的な基礎データを概観してみよう(表8)。上述の問題との関連で第一に目に付くのは、マンカーの農民夫婦が、妻が初婚の完全家族に関する限り、1761年以降、つまり世襲権獲得の時期以降、子供の数を減じたのではなく、むしろ増やしていたことである(表8a)。さらに彼らの平均出生数はヴストラウの農民夫婦の場合とほぼ同等の値を示していたし、また農民夫婦の出生数は両村においてともに下層民夫婦のそれよりも少なかったのではなく、むしろ明らかに多かった(表8b)。

出生率と死亡率の後退が明確に確認できるいわゆる人口学上の移行期(ドイツ帝国では1880年代以降)より前の時期に関する限り、産児制限の存否を認識するための重要な指標として女子の最終出産年齢と出生間隔とが役

---

特質—農村過剰人口(1880年代—1920年代)をめぐって—」同『ドイツとロシア—比較社会経済史の一領域—』未来社、1986年(英語版: Eiichi Hizen, *The demographic background of the land problem in Russia (1880's-1920's) - With special reference to developments in Germany -*, in: *Japanese Slavic and East European Studies*, vol. 15, 1994), を参照。

165) 階層別比較はハルニツシュのノイホラント研究において、当地の下層民が非常に少数であったために断念された。Harnisch, *Agrar- und sozialgeschichtliche Aspekte*, S. 267.

表8 村民の人口学的基礎データ (マンカー：1693—1820年, ヴストラウ：1744—1820年)

a. マンカー農民, 結婚時期別

	1701-1760	1761-1820
男子の初婚年齢	29.7 (41)	26.9 (50)
女子の初婚年齢	23.9 (44)	22.4 (53)
夫婦当たり出生数 (完全家族, 女子初婚)	6.1 (24)	6.9 (20)
出生間隔 (全家族, 月)	29.0 (46)	27.5 (52)
女子の最終出産年齢 (完全家族)	39.4 (24)	39.6 (27)

b. マンカーとヴストラウ, 社会階層別

	マンカー 1693-1820			ヴストラウ 1744-1820		
	農民	コッセテン	土地なし層	農民	コッセテン	土地なし層
男子の初婚年齢	28.2 (93)	25.8 (18)	30.4 (70)	29.1 (37)	29.4 (13)	29.2 (55)
女子の初婚年齢	23.0 (100)	26.1 (20)	27.5 (75)	25.5 (31)	22.9 (8)	26.7 (73)
夫婦当たり出生数 (完全家族, 女子初婚)	6.6 (47)	4.4 (11)	4.0 (27)	6.5 (14)	6.4 (5)	4.4 (28)
出生間隔 (全家族, 月)	28.0 (104)	30.6 (17)	33.4 (66)	30.2 (41)	23.0 (14)	35.1 (65)
女子の最終出産年齢 (完全家族)	39.2 (57)	39.9 (10)	38.7 (25)	39.3 (18)	40.4 (7)	37.9 (25)

資料：Pfarrarchiv Manker, Kirchenbücher; Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

註：1. すべての値は平均値である。

2. ( ) 内は, 該当事例総数。

3. 完全家族とは, 妻が少なくとも45歳になるまで結婚生活が持続した家族のことである。

立つ。そこでまず完全家族における妻の最終出産年齢について検討してみると, マンカーにおいて, 農民の妻の最終出産年齢が1761年以後, 低化したのではなく, 逆に以前より少し上昇したことが分かる (表8a)。また彼女たちはヴストラウの農民の妻と比べた場合にも特別早く生殖行動を終えたわけではなかったし, また両村においてともに農民の妻の最終出産年齢が下層民の妻のそれよりも低いとは限らなかった (表8b)。

出生間隔は, 受胎力の低下する授乳期間を延長するという方法を用いて産児制限を行ったか否かを知る指標となるが, この点でもマンカーの農民夫婦に産児制限の努力は検出できない。マンカー農民の妻の出生活動は1761年以降, 彼女たちがそれ以前より遅く結婚したのでもなく, またより早く最終出産を完了したわけでもないにもかかわらず, むしろ加速したのである (表8a)。また彼女らはヴストラウ農民の妻はもとより, ヴストラウのコッセテンを除くいかなる階層の妻よりも頻繁に子供を儲けていた (表8b)。

一方, 婚姻出生率を手がかりに村民の生殖行動のありようをより一般的

農場・財産・家族 1700—1820年

表9 年齢階層別婚姻出生率（マンカー：1693—1820年，ヴストラウ：1744—1820年）

a. マンカー—農民の妻，結婚時期別

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	TMFR 20-49	TMFR 30-49/20-49
1701-1760	407	469	380	387	284	122	14	8.3	49%
1761-1820	293	479	413	344	215	123	15	7.9	44%

b. マンカーとヴストラウ，階層別

マンカー 1693-1820

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	TMFR 20-49	TMFR 30-49/20-49
農民	329	482	395	369	247	117	14	8.1	46%
コッセーテン	400	414	450	293	282	128	0	7.8	45%
土地なし層	402	568	403	284	239	141	20	8.3	41%

ヴストラウ 1744-1820

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	TMFR 20-49	TMFR 30-49/20-49
農民	500	413	460	345	244	140	43	8.2	47%
コッセーテン	-	563	293	299	311	133	0	8.0	46%
土地なし層	-	493	392	343	232	95	0	7.8	43%

c. マンカーとヴストラウの農民の妻，結婚年齢別

マンカー 1693-1820

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49
15-19	372	488	348	334	175	97	0
20-24		474	430	368	270	135	29
25-29			359	370	206	30	0
30-34				468	355	280	43
35-39					351	133	0
40-44						128	0
45-49							0

ヴストラウ 1744-1820

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49
15-19	500	400	250	300	201	95	0
20-24		419	489	333	200	141	25
25-29			569	299	123	185	0
30-34				474	423	208	105
35-39					357	150	200
40-44						0	0
45-49							0

資料：Pfarrarchiv Manker, Kirchenbücher; Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

- 註：1. 年齢階層別婚姻出生率の各値は，5歳刻みの各年齢階層に該当する妻の出生総数を，彼女らが実際に結婚生活を営んだ年数の総和で除し，それを1000倍して得た値である。値が400ならその年齢階層の妻は2年半に1度出産したこととなり，値が200ならちょうど5年に1度出産したことになる。
2. TMFR 20—49とは20歳から49歳までの合計婚姻出生率(total marital fertility rate)であり，その間の各年齢階層別婚姻出生率の総和を求め，それに5を乗じ（5歳刻みの年齢階層であるため），さらに1000で除して得られた値である。この値は，1人の女性が20歳で結婚し，すべての年齢階層で平均的な出産を経験し，50歳まで婚姻が持続した場合の，生涯出生数を意味している。
3. TMFR 30—49/20—49とは，30—49歳の合計婚姻出生率を20—49歳のそれで除して得た値である。

に考察してみると，マンカー—農民の妻の20—49歳の合計婚姻出生率が1761年以降若干低下していることが分かり，このことは，世襲権獲得を契機として彼らが産児制限を行ったことの表現であるようにも思われる（表9a）。

しかし他方で、マンカー農民の妻はヴストラウ農民や下層民の妻と比べた場合、特別の産児制限の兆候を示しているわけでは決していない(表9b)。従って以上の調査結果から判断する限り、遺産分与負担の重圧を理由とした産児制限をマンカー及びヴストラウに認めることは難しいのである。

ではそもそもマンカーとヴストラウの村民たちは何らかの産児制限を実践していたのだろうか。確かに女子の受胎可能期間が利用し尽くされることはなかったし、婚姻出生率は年齢とともに明らかに低下した。また早婚の農婦は一般に、晩婚の農婦よりも早くその生殖行動を減速したように思われる(表9c)。しかしこれらのことから直ちに産児制限の存在を認めることは難しい。なぜなら、完全家族について、妻の最終出産年齢と出生数を結婚年齢別に算出してみると、早婚の妻は晩婚の妻よりも常に早くその生殖行動を終えたわけでもないし、また晩婚の妻よりも明らかに多くの子供を生んだからである(表10)。つまり、早く結婚すればするほど子供が多いという関連が、両村の村民の生殖行動のありかたを最もよく表現しているように思われるのである。

表10 完全家族の妻の結婚年齢別最終出産年齢及び出生数

(マンカー：1693—1820年、ヴストラウ：1744—1820年)

結婚年齢	マンカー 1693-1820						ヴストラウ 1744-1820					
	農民		コッセーテン		土地なし層		農民		コッセーテン		土地なし層	
	ALG	KZ	ALG	KZ	ALG	KZ	ALG	KZ	ALG	KZ	ALG	KZ
<20	38.2	7.9	37.7	7.0	35.4	7.5	37.3	8.0	39.7	8.0	-	-
20-24	39.4	7.9	40.0	7.0	32.9	3.8	37.1	6.9	40.8	8.0	37.8	6.6
25-29	37.3	4.7	40.9	6.0	38.3	5.9	-	-	42.1	4.0	35.6	3.0
30-	39.8	2.6	39.1	1.0	42.3	2.3	45.8	4.3	-	-	40.0	1.4

資料：Pfarrarchiv Manker, Kirchenbücher; Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

註：1. ALG=女子の最終出産年齢；KZ=出生数

2. 完全家族とは、妻が少なくとも45歳になるまで結婚生活が持続した家族のことである。

#### 4.3.2. 産児制限欠如の理由

それでは農民夫婦はなぜ特別に産児制限を行おうとはしなかったのだろうか。まず第一に考えられるのは、彼らが農場経営や賦役遂行のために十分な労働力を必要としたということであろう。しかしそれではなぜ、賦役

負担から早期に解放されたマンカーの農民が高額の相続分ないし持参財の負担にもかかわらず、より重い賦役労働を一貫して課されたヴストラウ農民に匹敵する数の子供を儲けたのであろうか。そもそもマンカーの農民は奉公人を雇うこともできたはずである。そして彼らが子供に奉公人賃金を支払う必要がなく、子供を使用することにより賃金を節約できたと仮定してみても、彼らは他方でしばしば子供たちに、当時5—12ライヒスターラー程度であった年間奉公人賃金<sup>166)</sup>をはるかに上回る相続分の利子を支払わねばならなかったのである。もっともヴストラウのように相続分が少額のところでは、家族労働力の使用による賃金の節約が意味を持ったかも知れない。それは当地の農民が賦役のために比較的多くの労働力を必要としていたためになおさらであった。しかしその場合にも、家族構成員が奉公人賃金を受け取らなかったという証拠は全くない。

第二に、「有能な」人材のみが農場の継承を許されるという条件の下で、農民が農場の世襲を成功裡に行うためにできる限り多くの子供を欲したのではないか、という推測も成り立つ。この説明は特に古くから比較的強い世襲性を示し、農場の保持のために上記のような結婚戦略を発展させてきたマンカー農民によく妥当しよう。

しかしいずれにせよ産児制限の欠如は当時の農民社会の諸条件に照らして自然であったということが出来る。まず第一に、この時期の乳幼児・児童死亡率は極めて高かった(表11)。マンカーでは、1731—1760年及び1791—1820年の時期に結婚した農民の子供のうち40%前後が15歳に達する前に死亡している。ヴストラウでも農家の子供の死亡率は高く、1761—1790年に結婚した農民の子供は、その半分以上が15歳に満たぬままに世を去った。そしてベルリンを除くブランデンブルク全体における1789年から1798年までの乳幼児・児童死亡率は32.8%であり<sup>167)</sup>、マンカー・ヴストラウ両村

166) BLHA, Pr. Br. Rep. 6E, Amtsgericht Neuruppin, Grund- und Hypothekenakten Manker, Bd. 2, Bl. 63, fol. 17.

表11 乳幼児・児童死亡率（マンカー：1693—1820年，ヴストラウ：1744—1820年）

a. 農民の子供，親の結婚時期別

死亡年齢	マンカー				ヴストラウ		
	1701-30	1731-60	1761-90	1791-1820	1748-60	1761-90	1791-1820
死産	1.3%	5.7%	1.9%	3.3%	0%	7.4%	4.3%
1歳未満	12.8%	21.4%	11.4%	20.9%	7.0%	22.1%	16.3%
2歳以上5歳未満	10.9%	10.0%	14.6%	10.1%	12.3%	20.6%	12.0%
5歳以上15歳未満	5.1%	5.7%	5.7%	4.1%	8.8%	4.4%	3.3%
計	30.1%	42.9%	33.5%	38.5%	28.1%	54.4%	35.9%

b. 階層別

死亡年齢	マンカー				ヴストラウ			
	農民	コッセデン	土地なし層	全村民	農民	コッセデン	土地なし層	全村民
死産	2.8%	1.1%	6.0%	4.0%	4.1%	1.1%	4.9%	4.2%
1歳未満	16.5%	14.9%	19.3%	16.5%	15.7%	14.8%	15.0%	14.6%
2歳以上5歳未満	11.2%	12.8%	11.7%	11.4%	14.7%	3.4%	9.1%	10.4%
5歳以上15歳未満	5.0%	7.4%	2.7%	5.1%	5.1%	2.3%	6.2%	5.0%
計	35.5%	36.1%	39.7%	37.0%	39.6%	21.6%	35.2%	34.2%

資料：Pfarrarchiv Manker, Kirchenbücher; Pfarrarchiv Wustrau, Kirchenbücher.

における死亡率はこの州の平均を上回っていたのである。さらに当時，天然痘などの疫病が一度に複数の家族構成員の命を奪うことも稀ではなかった。

そして第二に，プロイセンの軍制＝カントン制の下で男児が容赦ない徴兵を受けたことも，農民が産児制限を行わなかった大きな理由であろう。ハルニッシュは近年，ボイツェンブルク領に関する研究において，農村の家族が複数の男児を持つ場合，少なくともそのうちの1名が徴兵されていたと主張している<sup>167)</sup>。そしてこのことがガルピンの農村にも妥当したことを，次の事例はよく示している。1803年，45歳になるヴィルトベルクのコッセーテ，ヨハン・クリスティアン・ハイトプリームには22歳になる長男カール・フリードリヒ，8歳になる次男クリスティアン及び6歳になる三男カスパーという3人の息子がいたが，そのうち長男カール・フリードリヒは「背が低く」「足が悪いという理由で」軍隊から「全く不要であると言われた」ため，父は彼を聖具室係兼学校教師の職に就かせるためにその軍役免除を申請した。しかしこの時，郡長フォン・ツィーテンは，「次三

167) Harnisch, Agrar- und sozialgeschichtliche Aspekte, S. 276.

168) Harnisch, Bäuerliche Ökonomie und Mentalität, S. 104f.

男のうち1人を父の農場の相続人として軍役免除せねばならず、またそのうち1人が兵士として不適格となり得るとすれば」、軍役に服するための資質を欠いているとしても長男カール・フリードリヒの軍役を免除するわけにはいかないと主張し、それを受けて軍事＝王領地財務庁は「法的な理由から」この申請を却下したという<sup>169)</sup>。つまり少なくとも男児1名の軍隊への供出は「法的に」確定されていたのである。1人息子や兄弟の死により唯一の男児となった若者は、父の農場を継承するに際してある程度の確実性をもって軍役を免除された<sup>170)</sup>が、家族は、彼らが軍役中に不具者となり農場継承の資格を喪失することや、また最悪の場合命を失うことをも考慮しなければならなかった。

最後に、子沢山が農場の世襲的な保持に貢献しただけではなく、時として一族による農場の追加取得を可能にしたために、農民夫婦が産児制限を行おうとしなかったのだと考えることもできる。マンカーの2フーフエ農であり、判事補と教会長老を兼任したペーター・エルンスト・ロイターの寡婦が1795年4月9日に67歳で死亡した時、教区簿冊の埋葬簿に次のような注記が付されている。「この婦人は村で最も多くの子孫を残した。彼女は生前、9人の子供の母、53人の孫の祖母、9人の曾孫の曾祖母であったが、そのうち27人がすでに世を去り44人がなお存命である。彼女の子孫は合計71名。」そしてこのロイター夫婦はマンカーの1フーフエ農ミヒャエル・データーの死後その農場に次男を婿入りさせ、ロイター家にもうひとつの農場をもたらすことができた。つまり「最も多くの子孫」はロイター家の「家族政策」の成功の原因であり結果でもあったのである。マンカーでは1800年頃、26の農民農場が存在し、そのうちデーター家は4つ、ファルケンベルク家は3つ、ブラント、ビュンガー、ピッケル、ロイター家はそれぞれ2つの農場を保有していたという<sup>171)</sup>。マンカーでは、村内の農

169) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16515.

170) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 896.

家同士が緊密な婚姻関係を取り結んでいたために、複数の男児の存在は村の中での「家族政策」の成功に特別結びつきやすかったであろう。

## 5. 結 論

以上の考察から、(a)マンカーとヴストラウの農民家族が共通に、その再生産過程を、領主の意向と措置とに従いつつ、農場を整備の行き届いた、それゆえ地代給付能力のある状態に維持するという観点に立って規律していたことが分かった。しかし他方で、(b)両村の農民家族の再生産過程には、とりわけ農場の自然・保有条件とそれにとまなう財産状態の差異に規定されつつ、無視できない偏差も見られた。

第一に、相続について。

(a) 領主は農場を整備の行き届いた、それゆえ地代給付能力のある状態に維持するだけの十分な財産と能力を持たない者が農場相続人に予定された時、その者の農場継承に対する同意を拒む権限を有していたため、農家は一般に、妻から十分な持参財を獲得する見込みのある、身体的障害のない、農業者として十分な経験を積んだ子供を農場相続人に指定するよう促された。また遺産配分や隠居分の設定に際して、両村の農家はともに、領主の指示に従いつつ共同相続人や隠居の要求をできるだけ低く抑え、農場相続人の負担を軽減するよう努めた。

(b) とはいえ、家族内で配分される財産の大きさには、主として農場の自然・保有条件の有利・不利に規定されつつマンカーとヴストラウとの間でかなりの差が生じた。ラッシーテンの時代にすでに比較的多くの財産を所有し、それゆえかなり高額な遺産を分与したマンカーの農民は、1764年に農場に対する世襲権＝下級所有権を獲得し遂に農場全体が財産になると、さらに一層高額な遺産分与負担を引き受けることとなったが、これに対し、もともと少額の財産を有するにとどまったヴストラウの農民は、一貫して

171) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 115, fol. 87f.

ラッシーテンにとどまったこともあって、遺産分与負担は明らかに軽くすんだ。また隠居分の負担もマンカーではヴストラウに比べて大きかった。ヴストラウのような「不利な条件の下にある」村落の農場は、こうして高額の相続分・隠居分の支給を免れたわけであるが、他方で、マンカーのような「有利な条件の下にある」村落では生じなかった問題、すなわち人材不足に苦しむことになった。特に隠居分保証が不確実ないし不十分であったために、その農場を継承したり、あるいはそこに嫁入り・婿入りする意志のある人材が不足し、このことが「有能な」相続人の確保に不利に作用したのである。

第二に、婚姻について。

(a) 一般に農場相続人は、領主から農場経営の維持にとって十分な財産の提示を求められたために、結婚相手の選定に際して何よりもまずその持参財に留意し、財産の少ない下層民を通婚圏から排除する傾向を見せた。それゆえ農民の結婚は通常、持参財の「取引」のごとく主として家と家との間でととのえられ、そこに個人的な感情の介在する余地は極めて少なかった。この点、土地なし層が農場や財産の保護という家の利害に束縛されず比較的自由に結婚相手を選ぶことができたのとは対照的であった。さらに農場相続人は一般に、農場が分割不可能であり、また領主から農業者としての十分な経験を求められたために、農場を継承し結婚するに至るまで長期間待たねばならなかった。もっともこのような晩婚の傾向は土地なし層にも見られた。なぜなら彼らも雇用・定住機会を獲得し世帯形成を許されるに至るまで、長らく独身の奉公人とどまらざるを得なかったからである。夫や妻と死別した場合、農民の寡婦・鰥夫はマンカーでもヴストラウでも、失われた労働力を速やかに補うため、特に子供が小さい場合ほとんど常に、それもしばしば服喪期間が明ける前に再婚した。

(b) マンカー・ヴストラウ両村の農民の婚姻には以上のような共通の傾向が見られたが、他方、持参財ないし相続分の大きさの差異が、両村の農

家の婚姻慣行に偏差をもたらした。マンカーの農場相続人は、共同相続人に対する高額の持参財・相続分支出を埋め合わせるために、自らと同様、法的・経済的に高い地位を有する農家の出身者に結婚相手を限り、その結果、それ自体封鎖的な農民身分の内部に貴族的な「カースト」を形成した。さらにマンカーの農民家族の中には、二重婚礼という結婚戦略を展開することによって、共同相続人に対する高額の持参財・相続分支出を即時に相殺し、農場経営のリスクを最小限にとどめようと努めるものもあった。このように、家族への高額の持参財・相続分支払いといういわば貴族的な義務<sup>172)</sup>を引き受けたマンカーの農民は、自らの富と社会的名声の基礎である農場を維持するために、家族の再生産過程を、一方でより強烈な身分的自意識を持って、また他方でより計画的かつ慎重な計算に基づいて規律することになったのである。一方、ヴストラウの農民は、共同相続人に支給する持参財や相続分が比較的小さなものであったために、通婚圏を下層民からさえそれほど厳格に隔離する必要はなかった。またそもそも彼らは、自然・保有条件の比較的劣悪な当地の農場に嫁入り・婿入りしようとする人材が不足したために、結婚相手の選定を経済的に有利な形で進めることが難しかったのである。

第三に、生殖行動について。

(a) 農民の夫婦はマンカーでもヴストラウでも比較的多くの子供を儲けたが、それは恐らく「有能な」跡取りを確保し、また農場経営及び賦役遂行のために十分な労働力を確保するためであったと推測される。しかしいづれにせよ、子沢山の傾向は、乳幼児・児童死亡率が非常に高く、またプロイセンのカントン制の下で過酷な徴兵が行われたという当時の諸条件に

172) Fritz Martiny, Die Adelsfrage in Preußen vor 1806 als politisches und soziales Problem. Erläutert am Beispiele des kurmärkischen Adels (= Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte Beiheft 35), Stuttgart/Berlin 1938, S. 19; Rüdiger von Treskow, Adel in Preußen: Anpassung und Kontinuität einer Familie 1800-1918, in: Geschichte und Gesellschaft, Jg. 17, 1991, Heft 3, S. 359.

適合するものであった。

(b) 一方、共同相続人に支払う相続分・持参財が比較的高額であったマーカーの農民が、農場をより良い条件で次世代に譲渡するという目的をもって産児制限を試みたのではないかという推論がなされたが、この推論を肯定することは難しい。